

業 務 委 託 仮 契 約 書

収 入
印 紙

- 1 委託業務の名称 令和8年度 消防救急デジタル無線設備更新整備業務委託
- 2 施 行 箇 所 焼津市石津1丁目6番地の1ほか
- 3 履 行 期 間 着手 令和8年 月 日
完了 令和9年2月28日
- 4 業 務 委 託 料 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)
- 5 業務委託料の支払 検収後一括払い(銀行口座振込)

上記業務委託の実施について、発注者と受注者とはおのこの対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び別添の業務委託契約条項を厳守し契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 印

受注者 住 所
商 号
氏 名 印

志太広域事務組合業務委託契約条項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（業務説明書及び業務説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書、この条項及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者へ引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者若しくは管理技術者等に対して行うことができる。この場合において、受注者若しくは管理技術者等は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、契約書、この条項若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、受注者はこの契約による事務を処理するための個人情報取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この条項に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この条項及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第39条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(確約事項)

第2条 発注者に対し、受注者又は受注者の下請負者（下請負者が数次にわたるときはその全てを含む。）は、次のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 役員等（受注者が個人事業主である場合にあってはその者を、受注者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(受注者の責務)

第3条 この委託業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づき、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第4条 この条項に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うこ

とができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 発注者及び受注者は、この条項の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
(業務工程表の提出)

第5条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この条項の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
(著作権の譲渡等)

第7条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
(一括再委託等の禁止)

第8条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号その他必要な事項の通知を請求することができる。
(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この条項の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したものほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者等に対する業務に関する指示

(2) この条項及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者等との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの条項に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この条項に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者等)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の技術上の管理を行う管理技術者等を定め、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(履行報告)

第12条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第13条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第14条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書、設計書、図面、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第16条 発注者は、前条第4項によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第17条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第18条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第19条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この条項の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第20条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（業務委託料の変更方法等）

第21条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（臨機の措置）

第22条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（損害賠償）

第23条 受注者は業務の履行に関し、自己の責めに帰すべき事由により、発注者の建造物、器物等（第三者の所有にかかっている展示物等を含む。）を滅失若しくはき損したとき又は発注者に損害を与えたときは、受注者の負担において、発注者の指定する期限までに原状を回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査及び引渡し）

第24条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、業務の成果物の引渡しが行われたものとみなす。
- 4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第25条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第26条 発注者は、第24条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第27条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第25条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- 4 損害金等が100円未満であるときは、これを徴収しないものとし、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(発注者の解除権)

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者等を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第30条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第29条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第30条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）第15条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

（2）第17条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（3）発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第31条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を履行した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第32条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。

この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する物件（第8条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能になったものを含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。

3 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第28条によるときは発注者が定め、第29条又は第30条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（保険）

第33条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第34条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までこの契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につきこの契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(負担区分)

第35条 委託業務の履行のため、受注者が使用する電力、ガス、給水及び電話の料金の負担は、履行場所における必要最小限度のものについて発注者が負担するものとし、他は受注者の負担とする。なお、各業務特記仕様書で負担区分が明記してあるものについては、それぞれの負担区分によるものとする。

(受注者の法令上の責任)

第36条 受注者は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）、の規定及びその他関係する各種法律等による、労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(受注者業務従事者の災害に対する措置)

第37条 受注者は、委託業務の履行に関し生じた受注者の委託業務従事者の災害については全責任をもって措置し、発注者は何ら責任を負わない。

(名称等の変更届)

第38条 受注者は、受注者の商号若しくは組織、又は住所の変更があったときは、速やかに書面により発注者に届け出なければならない。

(紛争の解決)

第39条 この条項の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者との間で折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(妨害又は不当要求を受けた場合の措置)

第40条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務の履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、妨害又は不当要求があった時点で速やかに発注者への報告及び警察への通報並びに被害届を提出し、捜査上必要な協力をしなければならない。

2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の発注者への報告及び警察への通報並びに被害届の提出を怠ったと認められる場合は、入札参加資格停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(届出書、通知書等の様式)

第41条 この条項に基づき受注者が発注者に対して提出すべき届出書、通知書等の様式は、発注者の定めるところによる。

(特記事項)

第42条 業務委託契約書のその他に「地方自治法第234条の3に定める長期継続契約」の記載がある場合、発注者は、予算の減額又は削減があった場合には、書面により受注者に通知をし、いつでも契約を解除することができる。

2 前項に規定する場合において、契約の解除により受注者に損害があったときには月額業務委託料に契約解除の日から契約の満了日までの月数（この項において「残存契約月数」という。）を乗じて得た金額（残存契約月数に1月末満の端数を生じたときは、残存契約月数から1月末満の月数を控除した月数に入札等の金額を乗じて得た金額と、その端数を生じた月の暦日数と入札等の金額に基づく日割計算により計算した額の合計額とする。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を上限として、受注者は損害の賠償を請求することができる。

(契約の成立)

第43条 この契約は仮契約であり、志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年

志太広域事務組合条例第 19 号) 第 2 条の規定により、志太広域事務組合議会の議決を経たときに本契約が成立したものとする。

(契約外の事項)

第 44 条 この条項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 乙は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者（以下単に「責任者」という。）及び本件委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。これらの者を変更する場合も同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう従事者を監督しなければならない。

3 従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後にあっても同様とする。

2 乙は、責任者及び従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に対し本件特記事項において従業者が遵守すべきこととされている義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対し、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

3 乙は、本件委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等の個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、本件委託業務を自ら行うこととし、本件委託業務の全部又は一部を第三者（乙の子会社を含む。以下同じ。）に再委託してはならない。

2 乙は、本件委託業務の全部若しくは一部を第三者に再委託しようとする場合又は既に行っている再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、その同意を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託を行う業務において取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託を必要とする理由

(5) 再委託をしようとする相手方に関する次の情報

ア 相手方の氏名又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 代表者

エ 連絡先

(6) 再委託をしようとする相手方の個人情報の取扱いに関する責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託をしようとする相手方に求める個人情報保護措置の内容

(8) 再委託をしようとする相手方に対する監督の方法

(再委託先の選定)

第8条 乙は、前条の規定により個人情報の取扱いを第三者に再委託しようとする場合には、個人情報の適切な

管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう必要な措置を講じなければならない。

(再委託先との契約等)

第9条 乙は、第7条の規定により甲の同意を得て個人情報の取扱いを第三者に再委託する場合においては、再委託に係る契約書に次に掲げる事項を明記しなければならない。

(1) 本特記事項第1条から第6条まで、第7条第1項、第11条から第16条まで、第17条第1項、第18条及び第19条の規定の内容に準じた事項（これらの規定中「甲」とあるのを「乙」と、「本件委託業務」とあるのを「再委託の業務」と、「本件特記事項」とあるのを「契約内容」と、「乙」とあるのを「再委託の相手方」と読み替えた事項）

(2) 再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容、量等に応じて、再委託の相手方における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理について、甲が直接又は乙を通じて少なくとも年1回以上、原則として、再委託先の作業場所における実地検査により（ただし、次に掲げる場合には書面により）本件特記事項が遵守されていることを確認すること。

ア 再委託先における作業場所が静岡県外等の遠方に所在する場合

イ その他実地検査の実施を困難とする特別の事情がある場合

2 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再々委託の禁止)

第10条 甲は、再委託した業務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙は、第7条第2項に規定する再委託の内容を変更するものとして、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面及び再々委託に係る契約書の案を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

(1) 再々委託をしようとする業務の内容

(2) 前号の業務において取り扱う個人情報

(3) 再々委託の期間

(4) 再々委託を必要とする理由

(5) 再々委託をしようとする相手方に関する次の情報

ア 相手方の氏名又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 代表者

エ 連絡先

(6) 再々委託をしようとする相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容

(8) 再委託先における再々委託をしようとする相手方の監督方法

3 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(取得の制限)

第11条 乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要最小限の範囲で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第12条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第13条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第14条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。

9 乙は、本件委託業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。

10 乙は、第1項の個人情報を秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存し、又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合にあっては、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を当該台帳に記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第15条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し、若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、2次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(報告の求め及び実地検査)

第17条 甲は、本件委託業務に関し本件特記事項が遵守されていることを確認するため、定期的に乙に報告を求めることができる。

2 甲は、本件委託業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容、量等に応じて、乙における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として、乙の作業場所における実地検査により本件特記事項が遵守されていることを確認するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、甲は、乙における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理に関しこの特記事項が遵守されていることを書面により乙に報告させることその他の手段により確認するものとする。

(1) 乙の作業場所が静岡県外等の遠方に所在する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか実地検査の実施を困難とする特別の事情がある場合

4 乙は、前2項の規定による報告又は確認に伴い、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第19条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

注 「甲」を志太広域事務組合、「乙」を受注者とする。

令和 8 年度
消防救急デジタル無線設備
更新整備業務委託

発注仕様書

志太広域事務組合 志太消防本部

目 次

第1章 総則	1
第1 業務名	1
第2 適用1	
第3 目的1	
第4 消防救急デジタル無線システムの概要	1
第5 用語の定義	1
第6 設備の設置場所	2
第7 契約期間	2
第8 契約範囲	2
第9 法令等の遵守	2
第10 機密の保持、資料の取扱い	3
第11 官公庁等への手続き	4
第12 指令システムとの接続保障	5
第13 諸経費の負担	5
第14 成果物の取り扱いに関する事項	5
第15 再委託に関する事項	7
第16 疑義	7
第17 仕様変更	8
第18 部品等の確保	8
第19 プロジェクト管理	8
第20 詳細設計	8
第21 検査等	10
第22 提出書類	12
第23 研修	13
第24 システムの運用切替	13
第2章 本システムの求める共通要件	14
第1 本システムの基本事項	14
第2 共通非機能要件	14
第3 ログ採取機能	17
第4 システム構成	18
第3章 システム要求仕様	19
第1 無線回線制御装置	19
第2 遠隔制御器	19
第3 管理監視制御装置	19
第4 プリンタ	21
第5 基地局無線装置	21
第6 空中線共用器	21
第7 空中線（基地局用）	22
第8 無線ネットワーク	22
第8-1 ネットワーク装置	22

第 8-2	多重無線装置	22
第 9	電源装置	22
第 9-1	直流電源装置	22
第 9-2	無停電電源装置	23
第 9-3	DC-AC インバータ	23
第 10	卓上型固定無線機	23
第 11	可搬型無線装置	24
第 12	車載型無線機	24
第 12-1	車載型無線機（送受話）	24
第 12-2	車載型無線機（受話のみ）	25
第 13	携帯型無線機	25
第 13-1	携帯型無線機（送受話）	25
第 13-2	携帯型無線機（受話のみ）	25
第 14	署活波携帯無線機	25
第 15	署所端末受令機	26
第 16	指令台接続改修	26
第 17	車載データ端末改修	26
第 18	デジタル無線側 GW 装置	27
第 4 章	据付調整仕様	28
第 1	適用	28
第 2	設置作業仕様	28
第 2	安全仕様	32
第 3	その他	34
第 5 章	契約不適合責任対応仕様	35
第 1	基本事項	35
第 2	技術員の派遣	35
第 3	契約不適合責任対応	35

第1章 総則

第1 業務名

令和8年度 消防救急デジタル無線設備更新整備業務委託

第2 適用

本仕様書は、志太広域事務組合志太消防本部（以下「発注者」という。）が発注する、「令和8年度消防救急デジタル無線設備更新整備業務委託」（以下「本業務」という。）の受注業者（以下「受注者」という。）に対して適用すべき事項について定めたものである。

本業務は、消防業務を行う設備及びこれらの付帯設備（以下「本システム」という。）に係るシステムの構築、据付、調整及び運用に係る支援作業を含むものとする。

第3 目的

本業務は、デジタル無線通信方式により消防及び救急業務用の無線通信網の整備を行うにあたり、最新の情報通信技術を活用し、あらゆる災害に迅速かつ円滑に対応できるシステムの構築を行うことを目的とする。

第4 消防救急デジタル無線システムの概要

本システムは、消防隊等の現場活動隊と消防指令センター、また、現場活動隊同士の連絡を行うための通信システムである。【別紙1】システム全体構成図に示す。

第5 用語の定義

- 1 本仕様書とは、仕様書、別紙及び別冊のすべてをいう。
- 2 消防指令業務とは、緊急通報の受理、消防隊・救急隊などの出動指令、通信統制、災害情報・活動状況の収集及び伝達、並びにこれらに付帯する業務をいう。
- 3 指令センターとは、焼津市消防防災センターにある消防指令業務を行う専用室及びその付帯施設をいう。
- 4 署所とは、各消防署及び各分署をいう。
- 5 構成市とは、焼津市及び藤枝市をいう。
- 6 関連施設とは、本業務にて機器の設置を行う構成市の施設等をいう。
- 7 無線設備とは、消防隊等が消防施設間及び消防隊間で直接的又は間接的に用いる無線システム装置・機器一式をいう。
- 8 指令員とは、指令センターにおいて消防指令業務を行う職員をいう。
- 9 監督員とは、本業務の受注者に対して、本業務の状況等を管理・監督するために発注者が指定した職員をいう。
- 10 監理者とは、別途契約を締結する本業務の構築監理業務委託の受注者をいう。
- 11 一式とは、仕様書に記載されている機器のほか、仕様書に明記されていないが、機器を動作させるために必要な装置類を含むものをいう。

第6 設備の設置場所

- 1 焼津市消防防災センター : 焼津市石津 1 丁目 6-1
- 2 志太広域事務組合志太消防本部
 - (1) 志太消防本部 : 藤枝市稲川 200-1
 - (2) 藤枝消防署 : 藤枝市稲川 200-1
 - ア 南分署 : 藤枝市田沼 3 丁目 11-22
 - イ 北分署 : 藤枝市横内 515-8
 - (3) 焼津消防署 : 焼津市石津 1 丁目 6-1
 - ア 東分署 : 焼津市焼津 6 丁目 5-18
 - イ 大井川分署 : 焼津市宗高 909-1
- 3 無線基地局
 - (1) 消防指令センター基地局 : 焼津市石津 1 丁目 6-1
 - (2) 高草山基地局 : 焼津市坂本地内
- 4 関連施設
 - (1) 志太広域事務組合 : 藤枝市岡部町岡部 6-1
 - (2) 焼津市役所 : 焼津市本町 2 丁目 16-32
 - (3) 藤枝市役所 : 藤枝市岡出山 1 丁目 11-1

第7 契約期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日までとし、完成検査に合格すること。

第8 契約範囲

本仕様書に基づき必要なシステムの設計、製作、運搬、据付け、撤去、各種データ入力、調整、発注者の職員への技術指導、その他必要な作業を行うとともに、本業務の完了に必要な官公庁等への諸手続から検査に至る一切の作業を行うものとする。

第9 法令等の遵守

- 1 本業務の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守するものとし、最新版を参照すること。
 - (1) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
 - (2) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及びこれに基づく政令並びに総務省令
 - (3) 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）
 - (4) 緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線に係るものの仕様を定める件（平成 21 年 6 月 4 日消防庁告示第 13 号）
 - (5) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
 - (6) 有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）及び同法関係規則
 - (7) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
 - (8) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

- (9) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
 - (10) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
 - (11) 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
 - (12) 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）
 - (13) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
 - (14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
 - (15) 構成市が定める条例・規則等
 - (16) その他関係法令等
- 2 本業務の実施にあたっては、次の基準及び規格を遵守するものとし、最新版を参照すること。
- (1) 基準等
 - ア 消防防災施設整備事業補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日 消防消第 69 号）
 - イ 電気通信設備工事共通仕様書（平成 29 年国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
 - ウ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 28 年国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - エ 消防救急デジタル無線共通仕様書（平成 21 年 9 月総務省消防庁）
 - オ TS-1023 消防指令システム-消防救急無線間共通インタフェース仕様（一般社団法人 情報通信技術委員会発行）
 - カ 光回線を用いた緊急通報受理回線収容ユーザ・網インタフェース（UNI）仕様書（令和元年 9 月 東・西日本電信電話株式会社発行）
 - (2) 規格等
 - ア 日本産業規格（JIS）（経済産業省 日本工業標準調査会）
 - イ 日本電機工業会標準規格（JEM）（一般社団法人 日本電機工業会）
 - ウ 日本電気規格調査会標準規格（JEC）（一般社団法人 電気学会）
 - エ 電子情報技術産業協会規格（JEITA）（一般社団法人 電子情報技術産業協会）
 - オ 電池工業会規格（SBA）（一般社団法人 電池工業会）
 - カ 電波産業会標準規格（ARIB）（一般社団法人 電波産業会）
- 3 本業務の実施にあたっては、次の情報セキュリティに関する関係諸規定を遵守するものとし、最新版を参照すること。
- (1) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省発行）
 - (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（個人情報保護委員会発行）
 - (3) コンピュータ不正アクセス対策基準（平成 8 年 通商産業省発行）
 - (4) コンピュータウイルス対策基準（平成 7 年 通商産業省発行）
 - (5) ソフトウェア管理ガイドライン（平成 7 年 通商産業省発行）
- 4 本業務に係る装置及び作業で、特許、実用新案、その他関係法令に抵触するものは、受注者の負担において処理すること。

第10 機密の保持、資料の取扱い

- 1 受注者は、本業務において、発注者から提供された資料及び情報並びに搬入する機器及びドキュメントに関する情報等については、外部に漏洩しないよう「機密保持管理方法」を作成し、発注者の承認

を得た上で、厳格に管理すること。また、提供された資料及び情報は、作業完了後、発注者に確実に返却するとともに、確実に全てを返却したことを証する資料を該当する役務の結果報告書の一部として提出すること。

2 本業務に係る情報セキュリティ要件は、次のとおりである。

- (1) 発注した業務以外の目的で利用しないこと。
- (2) 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
- (3) 持出しを禁止すること。
- (4) 受注者は、情報セキュリティインシデントが発生する等の万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、受注者の責に起因するセキュリティインシデントでの損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- (5) 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- (6) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。

3 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の取扱いに係る事項について発注者と協議の上決定し、書面にて提出すること。

なお、次の事項を記載すること。

ア個人情報の取扱いに関する責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報の取扱いに関する責任者等の管理体制。

イ個人情報の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等）。

- (2) 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。

なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、発注者の承認を得た上で実施すること。

- (3) 個人情報を複製する際には、事前に担当部署の承認を得ること。

なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。

なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。

- (4) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当部署に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。

第11 官公庁等への手続き

受注者は、官公庁、通信事業者、電力会社等に対して、必要な申請、計画、通知等の手続を行い、許可、認可等を受けるものとし、当該手続きに係る費用を負担すること。

なお、官公庁との交渉を要するとき又は官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議すること。

第12 指令システムとの接続保障

- 1 指令システムと無線回線制御装置等の無線システムの接続及び機能連動については、別途新設される指令台の当該メーカーと協議の上、責任をもって行うものとする。また、接続及び機能連動に必要な既設指令システムのインタフェース等の情報収集に関しても行うものとする。これらの機能等の実現に関し、発注者が難しいと認めた場合には代替手段等を含め、両者協議の上決定する。ただし、この場合の費用等は受注者が負うものとする。
- 2 本業務完了後であっても、異メーカー装置との接続及び機能の連動等に当たり技術支援等を行わなければならないこととし、インタフェースの公開又は相互接続装置の提供を行うこと。

第13 諸経費の負担

- 1 本システムの設置及び据付調整に係る光熱費及び水道費は、原則として発注者が負担する。設置場所の管理者の指定がある場合、受注者は従うものとする。
- 2 本システムを構成する各装置に要する構築期間中のソフトウェア料、各種著作権料等の費用は、受注者が負担すること。
- 3 本システムを構築する上で新たに必要となる各種サービスの利用に係る構築期間中の費用は、受注者が負担すること。

第14 成果物の取り扱いに関する事項

1 知的財産権の帰属

- (1) 本調達に関し作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラム等の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、受注者が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、すべて受注者に帰属するものとする。
- (2) 本調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用を負担するとともに使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。

- (3) 本調達に係り第三者が有する著作物をめぐる紛争については、受注者の責任、負担において一切を処理すること。
 - (4) 本調達における調達物品及びドキュメントの所有権は、全て発注者に帰属するものとする。
 - (5) 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。
 - (6) 本システムの使用により蓄積されるデータの所有権は発注者に帰属するものとし、納入後は、発注者において容易にデータを抽出できるものとする。
- ### 2 委託料債権について

受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、承継させてはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。その場合、速やかにその旨を書面により発注者に届けなければならない。

3 契約不適合責任

本調達における契約不適合責任に関する事項を以下に規定する。

- (1) 成果物等について、種類、品質又は数量が契約書、本仕様書その他合意された要件（以下「契約書等」という。）の内容に適合しないもの（以下「不適合」という。）である場合、その不適合が通常の方法によって発見できない受注者の責めに帰すべき事由による契約不適合が発見された場合を除き、受注者は、自己の費用で、発注者の選択に従い、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。）をすること。

なお、受注者は、如何なる場合であっても、発注者の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、発注者の事前の承認を得ることとし、履行の追完を実施した際には、書面にて発注者に報告を行うこと。

- (2) 障害の原因が不明確である場合は、発注者と協議するものとする。
- (3) 受注者は、その具体的な履行の追完の実施方法、完了時期、実施により発生する諸制限事項について、発注者と協議し、承認を得てから履行の追完を実施するものとし、完了時には、その結果について発注者の承認を得ること。
- (4) 検査完了の日から 1 年間を契約不適合責任の期間とする。
- (5) 受注者が発注者から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合、受注者に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア履行の追完が不能であるとき。

イ受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ本業務の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 物品管理票の貼付方法

無線設備等に貼付する物品管理票の貼付方法等については、発注者より指示する。

5 検収

- (1) 本業務の受注者は、成果物等について、業務完了報告書提出時に発注者に内容の説明を実施して検収を受けること。
- (2) 受注者と発注者の間で事前に合意された提供条件の確認をもって検収とする。
- (3) 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について発注者に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

第15 再委託に関する事項

1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- (1) 本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分（委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法決定及び技術的判断等）を再委託してはならない。
- (2) 受注者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- (3) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、予め発注者へ書類による申請を行い、承認を得なければならない。
- (4) 本業務の一部を再委託するときは、再委託した本業務に伴う当該第三者の行為について、受注者は全責任を負うこと。
- (5) 発注者は受注者が委託した再委託先について、本業務の再委託先として不適当と判断した場合は、受注者に対し変更を求めることができるものとする。
- (6) 受注者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (7) 再委託先における情報セキュリティの確保については、受注者の責任とする。
- (8) 再委託を行う場合、再委託先が入札説明書に示す要件を満たすこと。

2 承認手続

- (1) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別添の再委託承認申請書を発注者に提出し、承認を得ること。
- (2) 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を発注者に提出し、承認を得ること。
- (3) 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

3 再委託先の契約違反等

再委託先において、本仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、発注者は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

第16 疑義

- 1 受注者は、本仕様書に規定のない事項について疑義が発生した場合、直ちに作業を中止し、速やかに発注者と協議の上、決定するものとする。
- 2 受注者は、本仕様書の解釈について疑義が生じた場合、発注者との協議により解決するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。
- 3 受注者は、当該協議に要する費用を負担するものとする。
- 4 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第17 仕様変更

- 1 本仕様書に記載している事項は厳守事項であり、原則変更は認めないものとする。ただし、発注者が変更する場合は、この限りではない。
- 2 発注者との間で解釈の相違等が発生した場合は、受注者にて解釈の独自判断をするのではなく、発注者と協議の上、決定する。

第18 部品等の確保

- 1 受注者は、完成検査に合格後、コンピュータ系に関してはおおむね5年、その他機器に関してはおおむね10年間は、使用部品等を確保すること。
- 2 当該部品を確保できない場合は代替品を確保するものとする。

第19 プロジェクト管理

- 1 受注者は、業務の着手にあたり、本項 22 提出書類に記載の書類を作成し、発注者、監督員及び監理者の承諾を得て、プロジェクト管理に当たること。
- 2 業務計画書及び体制図にあつては、休日・夜間等の緊急連絡先及び担当者名についても記載を行うものとし、緊急連絡に速やかに対処できる体制を講じること。
- 3 進捗管理

本業務の履行に当たり、各工程における進捗を工程管理表及び課題管理表にて管理し、更新した場合は発注者、監督員及び監理者に電子メールで提出すること。

(1) 工程管理表

ア 着手時に契約期間中の概略の業務進捗予定を示す業務工程表を作成し、発注者及び監理者に提示すること。

イ 翌々月までの月単位の詳細業務予定を示す詳細工程表を作成し事前に発注者、監督員及び監理者に提出すること。

(2) 課題管理

業務において発生した課題事項について課題管理表にまとめ月次定例会の3日前までに監督員及び監理者に提出すること。

なお、課題管理表は発注者、監督員又は監理者から要望があった場合、最新状況を速やかに提示できること。

第20 詳細設計

受注者は、本仕様書と受注者が提示した提案書をベースとし、発注者、監理者との協議の上、実際に納入するシステムの内容及び据付工事の詳細について設計を行い、承諾図として取りまとめ発注者に提示し、承諾を得ること。

1 説明会議

- (1) 受注者は、承諾図作成にあたっての詳細設計状況について、発注者に対する業務分科会議を開催し、説明を行うこと。また、発注者に対するデータ提示の依頼等についても、説明会議の場において行うこと。

- (2) 説明会議の実施にあたって、受注者は着手後速やかに会議実施スケジュール案を作成し、発注者に提示すること。
- (3) 会議実施スケジュール案の作成にあたっては、発注者の勤務体系等を考慮しながら、システム構築全体のスケジュールに影響が出ないよう留意すること。
- (4) 説明会議において受注者が提示する資料、議事録等については、全て監督員及び監理者にオンラインストレージ又は、電子メールで提出すること。提出時期はおおむね次のとおりとする。

なお、オンラインストレージを利用する場合は、受注者にて用意すること。

ア資料等：会議開始の2～3日前まで

イ議事録：会議開催後5営業日以内

2 据付・調整工事設計

- (1) システム設置箇所の現地調査を実施し、現地の設置スペース、配線経路等の確認を行った上で、機器実装図、機器配置図、系統図、布線図、電気配線図を作成すること。
- (2) 施工図はCAD データ及びPDF 形式により作成し、発注者及び監理者に提示し承諾を得ること。

なお、CAD データの形式については、発注者と協議の上、決定すること。

3 システム詳細設計

(1) 機器承諾

受注者は、納入を予定しているシステム構成機器について、機器外觀図、機器構成表、機器仕様書にて発注者に対して説明を行い、承諾を得ること。

(2) 機能仕様承諾

ア標準パッケージ仕様の説明

受注者は、納入システムの機能仕様の内、標準パッケージ仕様については、操作方法や画面遷移等の機能詳細について記載したソフトウェア設計仕様書を作成し、発注者及び監理者に提示し、説明会議において本仕様書と齟齬がないことについて説明を行うこと。

イカスタマイズ、新規開発仕様の説明

受注者は、納入システムの機能仕様の内、カスタマイズ若しくは新規開発により作成するものについて、標準パッケージ仕様と同等のソフトウェア設計仕様書を作成し、発注者及び監理者に提示し、説明会議において本仕様書と齟齬がないことについて説明を行うこと。

4 協議書

- (1) 詳細設計において、やむを得ない事情により本仕様書の内容変更を行う場合、受注者は協議書を提出し、発注者及び監理者の承諾を得ること。ただし、協議内容については、説明会議においてあらかじめ協議が行われていることを前提とする。
- (2) 協議書は、説明会議において変更内容等の合意があった日から5営業日以内に提出すること。
- (3) 協議書の書式については発注者と協議すること。

5 承諾図

- (1) 受注者は、本項記載の詳細設計結果を整理し、承諾図を発注者及び監理者に提出すること。
- (2) 承諾図の記載内容については、説明会議における検討結果と協議書の承諾結果を反映したものであること。

- (3) 承諾図は、一括提出ではなく、説明会議による説明が完了し、協議書の承諾が得られたものから順次提出すること。
- (4) 承諾図の承諾を得ずに機器の製作、システムの構築を開始してはならない。

第21 検査等

本システムを構成する各装置は、発注者が行う次の検査に合格すること。

1 一般事項

- (1) 完成検査等（以下「検査」という。）に必要な労務及び機材の提供等を行うこと。
- (2) あらかじめ検査の時期を作業工程表に明示して、工程を管理すること。
- (3) 検査の結果、補修又は改造が必要となったときは、発注者の指定する期日までに補修又は改造を完了し、その旨を発注者に通知すること。

2 事前準備等

- (1) 電源投入の前に機器間配線（絶縁、導通等）の点検及び清掃を行うこと。
- (2) 電源投入の後に機器の動作状態を綿密に確認した上で、検査を行うこと。
- (3) 試験に使用する測定器の名称、校正年月日及び製造会社名を試験成績書に記載すること。

3 内部検査

- (1) 本システムの製造工程において、本仕様書に基づき単体試験、内部結合試験を実施すること。
- (2) 本検査の管理主体としてテストの管理を実施するとともに、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うこと。
- (3) 各試験に使用するデータ、試験環境は受注者の責任において用意すること。
- (4) 各試験の終了時に、試験成績書に基づき、内部検査完了報告書を作成すること。

4 工場検査

- (1) 本システムの製造工程又は工場出荷前に必要に応じて行う検査であり、本仕様書に基づき、工場出荷前に製品の検査を発注者及び監理者立会いのもと実施すること。
- (2) 検査の1ヶ月前までに「工場検査実施要領書」を提出し、発注者及び監理者の承認を受けること。
- (3) 「工場検査実施要領書」は、検査項目、検査方法、検査手順、合否判定基準その他必要な事項を記載すること。
- (4) 検査対象装置及び試験内容を発注者及び監理者との協議により決定し、決定した内容に基づき、検査を受けること。
- (5) 受注者は、上記の内部検査における試験成績書を提出し、発注者及び監理者の検査を受けること。

なお、試験成績書のうち、機密事項が含まれる書類について、受注者からの要望がある場合は、検査完了後、受注者に返却する。

- (6) 検査の際、実施状況の写真撮影を行い報告書に添付すること。
- (7) 検査における指摘事項等を記録して報告書にまとめて提出し、発注者及び監理者の承認を受けること。

5 受入検査

- (1) 主要装置及び主要機器の搬入時に、契約数量に対する全数検査を発注者立会いのもと実施すること。

- (2) 検査の1ヶ月前までに「受入検査実施要領書」を提出し、発注者及び監理者の承認を受けること。
- (3) 「受入検査実施要領書」は、型式確認、製造番号確認、員数確認、外観検査を含む検査項目、合否判定基準その他必要事項を記載すること。
- (4) 検査の際、各装置の写真を撮影し報告書に添付すること。

6 使用開始前検査

- (1) 本システムへの仮運用切替の前に、本業務にて導入した機器の動作確認を実施すること。
- (2) 発注者及び監理者立会いの下、実施すること。
- (3) 使用開始前検査実施要領書は、設計図書等に基づき、機器の数量、据付状況、総合的な動作試験等を含む検査項目、合否判定基準及びその他必要な事項を記載すること。
- (4) 検査における指摘事項等を記録して報告書にまとめて提出し、発注者及び監理者の承諾を受けるものとする。
- (5) 検査時、写真撮影を行うものとする。

7 完成検査

- (1) 上記の検査に合格後、発注者が実施する検査であり、この検査をもって完成とすることを原則とする。
- (2) 発注者及び監理者立会いのもと実施すること。
- (3) 検査の1ヶ月前までに「完成検査実施要領書」を提出し、発注者及び監理者の承認を受けること。
- (4) 「完成検査実施要領書」は、設計図書等を基に、提出書類等の審査、機器等の指定照合、数量、機器等の据付状況、総合的な動作試験等を含む検査項目、合否判定基準、その他必要な事項を記載すること。
- (5) 検査における指摘事項等を記録して報告書にまとめて提出し、発注者及び監理者の承認を受けること。
- (6) 完成検査において本仕様書及び発注者の指示どおりに完成していない場合、受注者は、直ちに改修を行い、再検査を受けるものとし、改修に要した費用は受注者が負担すること。

第22 提出書類

提出書類等の部数及び提出時期については、下表に従うこと。

書類の提出とあわせて DVD 等の電子媒体にて提出するものとし、電子データは、編集可能な Excel、Word、CAD 等での提出と、PDF による閲覧が可能な形式での提出とすること。

提出書類	部数	提出時期
1 業務関係 (1) 着手届 (2) 業務工程表 (3) 業務計画書 (4) 体制図 (5) 技術者資格証明書	製本：必要部数 電子：2 部	着手時
2 承諾図 (1) ソフトウェア設計仕様書 (2) 機器外觀図 (3) 機器実装図 (4) 機器構成表 (5) 機器仕様書 (6) 機器配置図 (7) ネットワーク構成図 (8) 系統図（通信・電源） (9) 布線図（通信・電源） (10) その他	製本：2 部 電子：2 部	詳細仕様確定後、速やかに
3 検査結果 (1) 検査要領書（検査前に承認を得たもの） (2) 検査報告書 (3) 検査写真	製本：必要部数 電子：2 部	検査完了後、速やかに
4 完成図書 (1) ソフトウェア設計仕様書 (2) 竣工図 ア 機器外觀図 イ 機器実装図 ウ 機器構成表 エ 機器仕様書 オ 機器配置図 カ ネットワーク構成図 キ 系統図（通信・電源） ク 布線図（通信・電源） (3) 試験成績書 (4) 工程表（作業後） (5) 作業写真（作業前・作業中・作業後） (6) その他	製本：2 部 電子：2 部	完了 2 週間前
5 消防救急デジタル無線設備取扱説明書	製本：2 部 電子：2 部	システム移行前
6 その他 (1) 打合せ議事録 (2) 協議書 (3) データ入力スケジュール表 (4) 研修スケジュール表 (5) その他発注者が指示する書類及び資料	協議の上、決定すること。	部数及び提出時期は、協議の上、決定すること。

第23 研修

受注者は、本システムの円滑な運用を図るため、次に示す通り職員を対象に運用研修を実施すること。

なお、研修に必要な費用は受注者が負担すること。

1 研修概要

本システムの研修は次の区分とし、本システム運用前から実施すること。

- (1) 操作研修
- (2) メンテナンス研修

2 研修体制

- (1) 受注者は、運用開始前1ヶ月を研修期間とし、研修の日程及び研修場所は、発注者と協議の上、決定すること。
- (2) 研修のカリキュラム及び資料を作成し、計画的に実施すること。
- (3) 研修内容及び対象者は、おおむね下表のとおりとし、詳細は発注者と協議の上、決定すること。

集合研修内容	研修区分	対象者	回数
取扱説明	操作研修	指令員	2回以上
署所設備取扱説明	操作研修	署所職員	2回以上
車両設備取扱説明	操作研修	署所職員	2回以上
メンテナンス管理説明	メンテナンス研修	指令員	2回以上
障害一次対応	メンテナンス研修	指令員	2回以上
システム復旧手順	メンテナンス研修	指令員	2回以上

- (4) 研修は、研修要員（指導員）による講義形式で実施するものとし、実機を使用すること。
- (5) 受注者は、操作研修で使用する資料を準備すること。

第24 システムの運用切替

- 1 システムの運用切替は完成検査前に実施し、各検査後本番環境への切替えであり、終了後本運用となる。
- 2 本システムへの運用切替に際して事前に切替手順書を作成し、発注者及び監理者と協議の上、決定する。
- 3 本システムと連携する他システムの担当者及び必要と考えられる関係者と協力し、事故等が発生しないように本システムへ運用を切り替えるものとする。

第2章 本システムの求める共通要件

第1 本システムの基本事項

本システムは、「住民の生命、身体、財産を災害から守る」という消防の目的を達成するため、消防救急デジタル無線を更新整備し、住民サービスの向上、災害対応力の強化を図り、消防指令業務を迅速かつ確実に遂行できるシステムとする。

1 高信頼性

24時間365日連続稼働の使用条件下において十分な運用維持ができること。

2 迅速性・正確性

災害現場の活動隊と消防指令センター等において迅速かつ円滑に情報共有を行うことができるものとする。

3 既設設備との接続

既設設備が持つ接続インタフェースに十分留意すること。また、既設システム構築業者との調整が必要な場合、直接協議又は必要に応じて発注者を交えて協議を行うこと。

なお、これらは費用等を含め、全て受注者の責任において負担するものとする。

4 高機能消防指令センターシステムとの接続

高機能消防指令センターシステムとの接続については原則、「指令・無線間共通インタフェース仕様」によるものとするが、前3項を実現するために必要に応じて独自インタフェース仕様により接続することを可とする。

5 その他

(1) 本仕様書に掲げる設備の構成、機能、性能等に関する全ての事項は、最低仕様であり厳守すること。

(2) 本仕様書に明記していない事項であっても、本システムの機能及び運用上、当然具備すべき事項はこれを充足すること。

第2 共通非機能要件

本システムを構成する各装置に共通的に求める非機能を次に示す。

1 アクセシビリティ

本システムは、日本語で記述されたコンテンツに対応すること。

2 ユーザビリティ

(1) 操作性

アそれぞれの用途に応じた操作性及び機能性を重視したものとし、その形状、色調は他の機器と調和がとれたものであること。

イ各機器の基本操作は、必要最小限の手順で容易に操作できること。

ウ保守点検が容易にできる構造であること。

(2) 迅速性と正確性

指令センター・現場間、現場間の通信が迅速かつ確実に行えること。

(3) データメンテナンスの容易性

基本的な設定変更は、職員が容易な操作で行えること。

3 性能要件

本システムにおける性能要件は、本仕様書第3章及び【別冊】参考機器仕様要件で装置ごとに要件を記載する。

4 拡張性

- (1) 今後の技術発展に伴う変化に対応できるよう、装置及び機器の機能変更や追加等のメンテナンスが柔軟に行える拡張性を持った構造とすること。
- (2) 省スペース化及び省コスト化を図り、将来の拡張性を確保しておくこと。

5 上位互換性

バージョンアップに必要な調査及び確認作業を実施することで、可能な限りバージョンアップに対応可能なシステムとすること。

6 中立性

機器、OS及びミドルウェア等について、特定の技術や製品に依存せず、継続的に安定した品質保証が受けられる業界標準又は国際標準に準拠した技術を活用すること。

7 継続性

消防救急デジタル無線システムの障害発生時においては、即時復旧対応を実施すること。

8 情報セキュリティ

(1) セキュリティ管理

本システム及び連携する他システムへの影響等に考慮した、多面的なセキュリティ対策を講ずること。

なお、セキュリティシステムの構築に当たっては、構成市のセキュリティポリシーを考慮した上で、発注者と協議の上、決定する。

アセキュリティ対策

(ア) 不正アクセス防止対策

- (イ) ネットワークの構築に当たっては、他システムとの連携も考慮した上で、強固なファイアウォール（UTM 等）を構築し、不正アクセス防止のためのセキュリティ対策に万全を期すること。
- (ウ) ネットワークセキュリティレベルの維持及び向上のため、ネットワークの監視及びアクセス管理を行い、アクセスログを記録すること。
- (エ) 不正アクセス検出の監視を行い、アクセスログを記録すること。

イウイルス対策

- (ア) ウイルス対策ソフトは、定義ファイル等を常に最新の状態に保持できるようにすること。
- (イ) ウイルス対策ソフト用のサーバを導入し、定義ファイルの管理を一元化すること。
- (ウ) 最新の定義ファイルをインターネット回線経由で取得すること。
- (エ) 対象とする端末の詳細は、発注者と協議の上、決定する。

ウ脆弱性の対策

- (ア) OS、ミドルウェア等のバージョン管理を行うこと。
- (イ) 脆弱性対策パッチの適用に当たっては、事前の動作検証を実施できること。
- (ウ) 対象となる装置類の脆弱性対策パッチの適用は、保守員又は職員の手動操作により実施できること。

(エ) 対象とする端末は、発注者と協議の上、決定する。

エ 盗難対策

災害発生時に無人になる可能性がある署所、事務室等に設置する機器は、セキュリティワイヤーを設置する等の盗難防止策を講ずること。詳細は発注者と協議の上、決定する。

(2) 利用者管理

ア パソコン端末装置

利用者 ID 等の識別による機能制限や処理業務ごとにアクセス権限等を定め、不正な利用者によるデータの破壊、漏えい、改ざん等を防止すること。また、アクセス権限の設定は指令系システム、消防業務システムのそれぞれに設定するものとし、詳細は発注者と協議の上、決定する。

イ パスワード管理

本システムの管理者による管理とし、利用者によるパスワード変更を管理できること。

ウ 履歴管理

(ア) 本システム全般にわたって、操作ログを管理できること。

(イ) 操作ログの検索、表示、出力等は、簡易な操作でできること。

9 システム環境要件

本業務で整備する装置及び機器は、各個別機器仕様に定めがない限りは、原則として次の条件に適合し、異常なく動作すること。

なお、条件に適合しない機器がある場合等の詳細については、発注者と協議の上、決定する。

(1) 周囲温度

ア 屋内装置 : +10～+35℃の範囲

イ 屋外装置 : -10～+50℃の範囲

(2) 周囲湿度

ア 屋内装置 : 20～80%の範囲

イ 屋外装置 : 20～90%の範囲

※結露なきこと

(3) 耐風速

最大瞬間風速 60m/s に十分耐え得る構造であること。

(4) 避雷

落雷時に空中線系及び商用電源を通じて設備が受ける影響を最小限にとどめるため、避雷装置を設置すること。

(5) 耐震

震度 6 強に耐えうる設計及び設置を行うこと。

(6) 電圧

電源設備については、±10%の電圧変動範囲（入出力）で正常に動作すること。

(7) その他

ア 専用台、専用ラック等に収容すること。

イ 屋外の設備は、風雨・亜硫酸ガス・硫化水素・塩害等の原因による錆、腐食等を十分に考慮し、防錆及び防腐食の処置を施すこと。

10 エコロジー要件

本システムで導入する装置・機器等についてはコンパクト化、低騒音化が図られたものとし、低消費電力化を図り、維持管理費が最小限であるよう経済性を重視すること。

11 その他要件

(1) 機器・製品の提供について

本システムに係る装置、機器、電子機器（ハードウェア、ソフトウェア等）及びその付帯設備は、本業務履行時における最新のものとし、本仕様書に掲げる機能及び性能と同等又は同等以上であること。

(2) 銘板及び表示

ア本システムを構成する装置及び機器には次のことを施すこと。

(ア) 品名、型式、製造会社名及び製造年月等を記載した銘板等の取り付け

(イ) 入出力端子・調整箇所・部品等が容易に判別できる標識の表示

(ウ) 取扱上に注意を要する箇所にその旨の表示

(エ) 発注者が特に表示を指定するものについての表示

イ本システムを構成する各種ケーブルには次のことを施すこと。

(ア) ケーブルの接続先装置名、機器名等の表示

(イ) ケーブルの接続元装置名、機器名等の表示

(ウ) 経年劣化による文字にじみ等を防ぐ対策

(エ) ネットワーク体系を把握するため、ケーブル色を区別した配線

(3) 塗装色

本システムを構成する装置及び機器の塗装色は、色調を合わせること。

第3 ログ採取機能

1 本システムにおける操作ログ、不具合ログを自動取得し、管理できること。

2 本システムの操作に係るログは、次の項目を取得できること。

なお、項目の詳細については、発注者と協議の上、決定する。

(1) 操作日時

(2) ユーザ名

(3) 操作が行われた端末の名称又は IP アドレス

(4) 操作内容

3 本システムの不具合に係るログは、次の項目を取得できること。

なお、項目の詳細については、発注者と協議の上、決定する。

(1) 不具合発生日時

(2) 不具合区分（警告、エラー、致命的なエラー等）

(3) 不具合の発生した端末の名称又は IP アドレス

(4) 不具合内容

4 本システムにおける特定の個人情報アクセスに係る、次の項目を取得できること。

なお、項目の詳細については、発注者と協議の上、決定する。

- (1) 操作日時
 - (2) ユーザ名
 - (3) 操作が行われた端末の名称又は IP アドレス
 - (4) アクセスが行われた個人情報の識別が可能なコード
- 5 特定の不具合ログを起点に、不具合発生につながった操作を時系列で追跡できること。
 - 6 ログを最低 1 週間以上保管できる仕組みを有していること。ログや装置の種類ごとに期間を発注者と協議の上、決定する。
 - 7 ログの参照、検索及び出力は容易な操作により行えること。なお、ログの参照、検索及び出力は、当該装置以外端末からの操作も可とする。
 - 8 保守運用に必要な全操作及び障害通知のログを採取できること。

第4 システム構成

1 機器構成

本システムは、【別紙 1】システム全体構成図、【別紙 2】機器員数表にて定める装置群にて構成するものとし、原則として第 3 章に定める機能及び構造を備えるものとする。

2 装置個別要件

- (1) 本システムに求める装置ごとの機能要件と関連する非機能要件を本仕様書第 3 章に示す。
- (2) 本システムを構成する機器の個別要件は、本仕様書【別冊】参考機器仕様要件を参考仕様とし、おおむね同等以上の性能の機器を納入することで性能要件及び各機能を実現すること。
- (3) 機器の選定にあつては、本章及び第 3 章に定める要件を実現できること。
- (4) 受注者は本仕様書記載の要件を実現するために、【別冊】参考機器仕様要件に含まれない装置が必要な場合は、装置の機器構成や仕様、数量等を提案すること。

第3章 システム要求仕様

第1 無線回線制御装置

1 概要

本装置は、消防救急デジタル無線設備により、災害活動時における円滑な指令センター、署所及び現場間の音声通信を実現する装置である。

2 機能仕様要件

- (1) 本装置は、全無線基地局の全チャネルを収容できること。
- (2) 本装置に収容する無線波の詳細は、【別紙1】システム全体構成図を参照すること。
- (3) 遠隔制御装置と接続できること。
- (4) 遠隔制御装置と録音装置を接続し、無線交信内容を録音できること。
- (5) 指令システムと接続し、各種機能が使用できること。詳細は【別紙3】消防救急デジタル無線連携機能一覧を参照すること。
- (6) 装置を構成する主要ユニットは冗長構成を施し無停止保守に対応することで、24 時間 365 日連続稼働に対応すること。
- (7) 各指令台及び遠隔制御装置にて、無線波ごとにモニタを ON/OFF 切替できること。

第2 遠隔制御器

1 概要

本装置は無線回線制御装置を介し、保有する基地局無線装置（活動波、主運用波及び統制波）の全チャネルと接続し、無線交信の集中制御及び統制を行う装置である。無線交信は各移動局との通信を行うものである。

2 機能仕様要件

(1) 複数装置選択発信機能

無線回線制御装置に収容した各基地局無線装置を任意選択し、一斉発信、着信通話等が行えること。

(2) 全装置選択発信

無線回線制御装置に収容した全基地局無線装置を一括選択し、一斉発信、着信通話等が行えること。

(3) 通信モニタ

ア 基地局が受信した通話内容を同時に聴取可能なこと。

イ 無線が輻輳する場合、任意の基地局無線波のモニタを停止（消音）できること。

(4) 通信モニタ表示

移動局等の発信者番号（個別番号）、他消防本部の発信者番号（団体コード）等が表示できること。

第3 管理監視制御装置

1 概要

本装置は、無線回線制御装置に接続されるもので、基地局無線装置の運用管理、状態表示及び監視制御等を行う装置である。

2 機能仕様要件

本装置は、無線回線制御装置に接続されるもので、基地局無線装置の運用管理、状態表示及び監視制御等を行う装置である。

(1) 制御機能

ア 基地局無線装置のチャネル切替

イ 基地局無線装置冗長化部の現用、共通予備切替

ウ 無線回線制御装置及び基地局無線装置のリセット

(2) 監視機能

ア 基地局無線装置、無線回線制御装置の状態異常表示及び稼働状況が表示できること。

イ ICMP によるネットワーク監視ができること。

ウ 接点信号による付帯設備（電源、空調等）の装置監視が、1 基地局無線装置当たり 10 項目以上可能なこと。

エ 基地局無線装置が設置されない箇所において、接点ボックスを設置することにより、16 項目以上の監視が可能なこと。

オ 検出した故障情報を次の方式により、指令員等に通知できること。

(ア) 管理監視制御卓のディスプレイ上への警告表示

(イ) 管理監視制御卓からのブザー音等による通知

(ウ) パトライト等による通知

カ 検出した故障情報は履歴管理し、日付での検索及び故障履歴を出力できること。

(3) 保守機能

ア 通信履歴

管理監視制御装置を操作し、通信履歴が確認できること。

(ア) 通信開始、終了の年月日、時分秒

(イ) 発着呼基地局及び移動局名称

(ウ) チャネル名称

(エ) 通信種別（一斉、個別）

(オ) 通信形態（音声、非音声）

イ 故障履歴

(ア) 管理監視制御卓を操作し、故障履歴として次の項目が確認できること。

a 故障が発生した装置名称

b 故障発生内容

c 故障発生時刻

d 故障状態（発生、復旧等）

(イ) 故障履歴は日付を指定し、設置場所及び対象装置の情報が含まれること。

ウ 操作履歴

管理監視制御卓を操作し、操作履歴として次の項目が確認できること。また、ファイル保存ができること

(ア) 制御対象装置

(イ) 制御内容

(ウ) 制御日時

第4 プリンタ

1 概要

本装置は、LANに接続され、各種帳票等の印字出力を行うものである。

2 機能仕様要件

(1) 卓上型とすること。

第5 基地局無線装置

1 概要

本装置は、260MHz 帯デジタル SCPC 方式の基地局無線装置であり、無線回線制御装置とネットワークを介して接続され、指令センターと移動局間の無線通信を行うための装置である。

2 機能仕様要件

(1) 基本架及び増設架の組合せで、無線機を最大 10 台まで拡張できること。

(2) 基地局の設置については【別紙 1】システム全体構成図を参照すること。

(3) 基地局に設置する現用無線機の障害時は、基地局無線装置（増設架）に実装する予備無線機に自動的に切り替えること。

(4) なお、共通予備方式の予備無線機は、切替え時に、現用無線機と同じ無線周波数に自動的に設定されること。

(5) 統制波用の送受信部は 3 チャンネル切替（1 送信（3 波切替）、受信 3 波同時受信）で運用も可能であること。

(6) 無線回線制御装置、遠隔制御器等と接続できること。

第6 空中線共用器

1 概要

本装置は、基地局無線装置の空中線系を効率的に集約の上、無線波の送受信を行うものであり、共用器、フィルタ、ローノイズアンプ等で構成し、最大送信 6 波受信 6 波用（基地局無線装置 6 無線機分）に対応可能な装置である。

2 機能仕様要件

(1) 共用器は、送信機から受信機に回り込む送信機雑音を減衰できること。

(2) 共用器は、送信機のキャリアが受信機に回り込む量を減衰できること。

(3) ローノイズアンプにより、受信機総合雑音指数を低減できること。また、これにより基地局と移動局の空中線電力差を改善できること。

(4) 受信波を分配できること。

- (5) 送信波の周波数を指定せず合成できること。
- (6) ダイバーシチ機能を有すること。

第7 空中線（基地局用）

1 概要

本装置は、消防救急デジタル無線による通信を実現するためのものであり、空中線共用器を介し、基地局無線装置と接続し、無線波を送受信するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 空中線種類及び諸元は【別紙1】システム全体構成図を参照すること。
- (2) 防錆及び防腐蚀の処置を施すこと。
- (3) 本装置と同数以上の同軸避雷器を含むものとする。

第8 無線ネットワーク

本装置は、無線基地局と指令センターを接続し、無線アプローチ回線を構築するための設備である。ネットワーク構成については【別紙1】システム全体構成図を参照すること。

第8-1 ネットワーク装置

1 概要

本装置は、ルータ、L3 スイッチ、L2 スイッチ等により構成し、無線回線制御装置、基地局無線装置及びその他のシステムを接続する装置である。

2 機能仕様要件

- (1) 広域イーサネット等の各種回線（電気通信事業者回線等）を収容すること。
- (2) ルート選択経路制御機能、QoS 機能を有し、収容するトラフィックの特性に応じた IP ネットワーク上のサービスを提供すること。
- (3) 広域イーサネット系の回線は、必要帯域を考慮した上で、ネットワーク設計を行うこと。

第8-2 多重無線装置

1 概要

本装置は、無線基地局と指令センターを 18GHz 帯マイクロ多重無線回線により接続し、無線アプローチ回線を構築するための設備である。設置場所については、【別紙1】システム全体構成図を参照すること。

2 機能仕様要件

- (1) 10BASE-T/100BASE-TX の信号を伝送できること。
- (2) 各部の動作状態及び、障害状況は IDU にて管理し装置外部へ情報出力できること。
- (3) 伝送品質を監視する機能、及び現用/予備切替機能を有すること。
- (4) 降雨減衰やフェージングにより対向局にて受信電界が変動した場合、送信出力を自動補正できること。

第9 電源装置

第9-1 直流電源装置

1 概要

本装置は、基地局等に設置される本システムの直流系設備に対して安定した電源を供給し、無停電化するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 整流装置は、複数台の整流ユニットにより構成し、整流ユニットが1台故障した場合においても全負荷に電力供給可能なこと。
- (2) 出力電圧、出力電流、温度等の装置異常及び入力電圧等の外部要因による異常が生じた場合の保護回路を設けること。
- (3) 本装置は、整流ユニット並列運転とし、乱調が発生しないこと。
- (4) 停電時は、100%負荷で発動発電機が稼働するまで接続機器の補償ができること。

第9-2 無停電電源装置

1 概要

本装置は、基地局等に設置される本システムの直流系設備に対して安定した電源を供給し、無停電化するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 交流100Vで動作する各装置へ安定化及び無停電化した電源を供給できること。
- (2) 完全バイパス回路を有する入出力盤を設置し、バックアップ対策を行うこと。
- (3) 障害等の警報出力（故障、バッテリー稼働等）をシステム監視装置等に表示できること。
- (4) 商用電源からバッテリー稼働に切り替わる際も無瞬断切替を行うこと。
- (5) 負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量の電源装置を導入すること。
- (6) 停電時は、100%負荷で10分以上の補償ができること。
- (7) 蓄電池は、超長寿命型とすること。
- (8) 汎用品による構築を可とする。

第9-3 DC-AC インバータ

1 概要

本装置は、外部に接続した直流電源装置からの入力によりAC100Vで動作する各装置へ安定した電源を供給可能とするものである。

2 機能仕様要件

- (1) 19インチラックマウントタイプとすること。

第10 卓上型固定無線機

1 概要

本装置は、志太消防本部に設置し、指令センターに設置された指令台又は遠隔制御装置、他の移動局と音声通話を行うためのものである。

2 機能仕様要件

- (1) 2波半複信方式単信機にて基地局と無線交信が行えること。
- (2) 1波単信方式にて、他の移動局と無線交信が行えること。

- (3) 非送信時には、基地局からの下り送信波と他の移動局からの上り送信波を同時に受信し、音声モニタ及び移動局名の表示が行えること。
- (4) 指令センターからの通信規制を受信し、自動的に規制動作状態へ遷移すること。ただし、規制状態は職員の操作により容易に解除可能なこと。
- (5) 受話音モニタスピーカを筐体内に内蔵していること。必要に応じ外部スピーカ及びスタンドマイクを接続できること。
- (6) 送信機出力は5W以上とすること。

第11 可搬型無線装置

1 概要

本装置は、現場指揮所等に持ち運び、基地局無線装置を介し、指令センターに設置された指令台又は遠隔制御装置、他の移動局と音声通話を行うためのものである。

2 機能仕様要件

- (1) 2波半複信方式単信機にて基地局と無線交信が行えること。
- (2) 1波単信方式にて、他の移動局と無線交信が行えること。
- (3) 非送信時には、基地局からの下り送信波と他の移動局からの上り送信波を同時に受信し、音声モニタ及び移動局名の表示が行えること。
- (4) 指令センターからの通信規制を受信し、自動的に規制動作状態へ遷移すること。ただし、規制状態は職員の操作により容易に解除可能なこと。
- (5) 受話音モニタスピーカを筐体内に内蔵していること。必要に応じ外部スピーカを接続できること。
- (6) 送信機出力は5W以上とすること。

第12 車載型無線機

第12-1 車載型無線機（送受話）

1 概要

本装置は、【別紙4】消防車両、救急車両及び発注者が指定する各車両に設置され、基地局無線装置を介し、指令センターに設置された指令台又は遠隔制御装置、他の移動局と音声通話やデータ伝送を行うためのものである。

2 機能仕様要件

- (1) 2波半複信方式単信機にて基地局と無線交信が行えること。
- (2) 1波単信方式にて、他の移動局と無線交信が行えること。
- (3) 活動波、共通波へ必要に応じチャンネルを切替えて各種通信機能が扱えること。また、受話音量も容易に変更できること。
- (4) 非送信時には、基地局からの下り送信波と他の移動局からの上り送信波を同時に受信し、音声モニタ及び移動局名の表示が行えること。
- (5) 指令センターからの通信規制を受信し、自動的に規制動作状態へ遷移すること。ただし、規制状態は職員の操作により容易に解除可能なこと。
- (6) 車両運用端末装置(AVM)に車載無線型装置のチャンネルを表示できること。

- (7) 車両運用端末装置 (AVM) に車載無線型装置による無線バックアップ機能を有すること。
- (8) 受話音モニタスピーカを内蔵し、外部スピーカと併用可能なこと。
- (9) 通話用ハンドセットの増設が可能なこと。
- (10) 車両運用端末装置 (AVM) のインタフェースを具備すること。
- (11) ダイバーシチ機能を有すること。
- (12) 送信機出力は5W 以上とすること。

第12-2 車載型無線機 (受話のみ)

1 概要

本装置は、消防車両、救急車両及び発注者が指定する各車両に設置され、基地局無線装置を介し、指令センターに設置された指令台又は遠隔制御装置、他の移動局と音声通話やデータ伝送を行うためのものである。

2 機能仕様要件

- (1) 送話の機能を除き、車載型無線機 (送受話) と同様の機能仕様要件を満たすものとする。

第13 携帯型無線機

第13-1 携帯型無線機 (送受話)

1 概要

本装置は、消防隊員、救急隊員及び消防団員が携行し、指令センターに設置された指令台又は遠隔制御装置、他の移動局と音声通話を行うためのものである。

2 機能仕様要件

- (1) 2波単信又は1波単信方式にて、他の移動局と無線交信が行えること。
- (2) 活動波及び共通波へ必要に応じチャンネルを切替えて通信が行えること。また、受話音量も容易に変更でき、イヤホンのみへの出力も可能なこと。
- (3) ペアとなる FH/FL 波を交互に切り替え、通信があればスキャンを停止し、通信終了後にスキャンを再開できること。
- (4) 収容ケースを装着したまま充電できること。
- (5) 消防活動全般で、防火衣等に装着して使用できること。
- (6) 通話用ハンドマイクが接続可能なこと。
- (7) 送信機出力は5W 以上とすること。

第13-2 携帯型無線機 (受話のみ)

1 概要

本装置は、消防隊員、救急隊員及び消防団員が携行し、指令センターに設置された指令台又は遠隔制御装置、他の移動局と音声通話を行うためのものである。

2 機能仕様要件

- (1) 送話の機能を除き、携帯型無線機 (送受話) と同様の機能仕様要件を満たすものとする。

第14 署活波携帯無線機

1 概要

本装置は、災害現場において署活動用無線機及び防災相互波用無線機として 400MHz 帯の無線波を使用し、通信を行うものである。

2 機能仕様要件

- (1) 1 波単信方式にて、他の署活動用無線機と無線交信が行えること。
- (2) 使用周波数帯域は 400MHz 帯とし複数チャネルが実装可能なこと。
- (3) 送信機出力は署活動用無線機として使用する場合は 1W 以上、防災相互波用無線機として使用する場合は 5W 以上とすること。

第15 署所端末受令機

1 概要

本装置は、指令回線（有線）の障害時に指令センターが無線で送出する音声指令を受信し、署所内に指令放送ができるものである。

2 機能仕様要件

- (1) 指令回線（有線）の障害発生時、障害が発生した署所では、消防救急デジタル無線で送出された指令を本装置にて受信し、アンプの起動により署所内に指令放送ができること。
- (2) 不具合箇所を表示できること。
- (3) 装置内蔵のスピーカにより受信音声の出力ができること。
- (4) 受信音量を調整できること。
- (5) バッテリー及び充電機能を具備し、運用中においても交流電源を接続して充電できること。
- (6) 基地局からの送信波をダイバーシチ受信できる構造とすること。
- (7) 装置は、無線機、バッテリーを含めた電源部から構成され、装置前面に操作表示部、拡声スイッチを備えていること。
- (8) 停電時 100%負荷にて 3 時間以上補償するための電源を備えること。
- (9) 設置場所に応じて、防塵及び防滴対策を講ずること。

第16 指令台接続改修

1 概要

既設通信指令システムと消防救急デジタル無線システムを連携する。

2 機能仕様要件

- (1) 既設通信指令システムと消防救急デジタル無線システムを連携することにより実現する機能については、【別紙3】消防救急デジタル無線連携機能一覧によるものとする。
- (2) 既設通信指令システムと消防救急デジタル無線システムとの接続方式については、最良の方式とすること。

第17 車載データ端末改修

1 概要

既設車両運用端末装置（AVM）と消防救急デジタル無線システムを連携する。

2 機能仕様要件

- (1) 既設車両運用端末装置（AVM）と消防救急デジタル無線システムを連携することにより実現する機能については、【別紙3】消防救急デジタル無線連携機能一覧によるものとする。
- (2) 既設車両運用端末装置（AVM）と消防救急デジタル無線システムとの接続方式については、最良の方式とすること。

第18 デジタル無線側GW装置

1 概要

本装置は、本システムと既設消防指令システム設備とを接続するために、設置するもので、災害活動時における円滑な指令センター、消防本部、各署所、現場間の音声通信を実現するためのものである。必要に応じて装置の設置を行うこと。

2 機能仕様要件

- (1) 実現する機能は、【別紙3】消防救急デジタル無線機能一覧表のとおりとすること。
- (2) 本システムからの各種信号を既設消防指令システム設備に送信できること。
- (3) 既設消防指令システム設備からの各種信号を受信できること。

第4章 据付調整仕様

第1 適用

据付調整業務は、本仕様書に基づき、十分な資格及び経験を持った専門技術者が作業すること。受注者は、据付及び調整に関する詳細は発注者と協議の上、作業すること。

第2 設置作業仕様

1 作業範囲

- (1) システム機器の搬入・据付作業
- (2) システム機器の電源線（無停電電源装置経由）、配置線等の配線作業
- (3) システム機器相互間のケーブル敷設作業及びWAN・LAN構築作業
- (4) 電源設備（無停電電源装置、直流電源装置等）の据付・接続作業
- (5) 移行切替（各種回線の新設・変更等を含む）作業
- (6) 電気通信事業者分界点（MDF以降）からシステム機器までの配線作業
- (7) 試験
- (8) 各拠点における石綿含有事前調査
- (9) その他、システムの機能及び業務の完成に必要と認められる一切の作業

2 手法

- (1) 安全管理を徹底すること。
- (2) 既設配線、配管等の利用を可とする。ただし、発注者と協議の上、決定する。
- (3) 耐風、耐水、耐震及び耐久性に十分配慮し作業すること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項は、発注者と協議の上、作業すること。

3 使用材料

使用するケーブル等の材料は、電気通信事業法に定める規格と同等又はそれ以上のものを使用するものとし、誘導の恐れがある機器相互間の配線はシールド線を使用すること。

4 施工計画書

- (1) 次の事項及び発注者が指示する事項について、作業計画書を作成し提出すること。
 - ア安全確保に必要な事項
 - イ設備事故防止に必要な事項
 - ウ品質確保に必要な事項
 - エ工程管理に必要な事項
 - オ第三者に対する配慮が必要な事項
- (2) 作業の実施に伴い、作業計画書を変更する場合は、変更部分について発注者へ通知すること。
- (3) 指令センター、各署所等における作業員の出入管理を行うとともに、作業日当日に入局する作業員名簿を発注者に提出すること。

5 現地調査及び据付調整工事設計

受注者は、機器搬入・設置に係る現地調査及び据付調整工事設計について、次の作業を実施すること。

- (1) 受注者は、搬入・設置に必要な現地調査を行う場合は、あらかじめ調査工程表を作成し、発注者の承認を得ること。
- (2) 受注者は、調査の実施に当たっては、調査の目的、調査場所の利用目的等を十分認識し、予定される機器の設置場所、フロアの耐荷重、電源の確保、機器設置上の課題等を把握するとともに、周辺環境にも十分留意すること。
- (3) 受注者は、現地調査実施後は、現地の状況を示す写真とともに、作業結果報告書及び施工図を取りまとめ、発注者へ報告すること。
- (4) 施工図はCAD データ及びPDF 形式により作成し、発注者及び監理者に提示し承諾を得るものとする。

なお、CAD データの形式については、発注者と協議の上、決定する。

- (5) 現地調査に必要な資機材等は受注者の負担で準備すること。

6 施工図検査

本システムの現地据付前に行う検査であり、施工図を発注者及び監理者に提出し、承諾を得るものとする。

7 移設

- (1) 作業に際して、既設の設備・機器等が配置上支障となる場合は、発注者と協議の上、決定した場所に移設すること。
- (2) 移設に伴う設備の運用停止期間は、発注者と協議の上、速やかに処理すること。
- (3) 移設に必要な費用は、受注者が負担すること。

8 屋内作業

- (1) 機器、装置架等の床部、壁等への固定は原則としてアンカーボルト等により強固に行うこと。
- (2) 作業に際して、騒音、振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ発注者に申し出てその承諾を得ること。

9 屋外作業

- (1) 作業に際して、配管、配線、範囲、方法等については、あらかじめ発注者に申し出てその承諾を得ること。
- (2) 柱上等の高所作業は適切な危険防止策をとり、安全を確保した上で実施すること。
- (3) 作業に際して、騒音、振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ発注者に申し出てその承諾を得ること。

10 機器据付作業

(1) 耐震

ア受注者は、大型映像表示盤、ラックや天井吊り下げモニタ等のアンカーボルト等で固定する必要がある構造物に関しては建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター2005 年版）に基づき耐震計算書を提出し、発注者の承諾を得た後に装置を据付すること。

イメーカー仕様の施工方法、重量内で設置する場合は、耐震計算書でなく、対象装置の耐震計算資料や震試験結果等の耐震強度がわかる資料の提出でも可とする。

ウ 架台、固定金物等により震度 6 強相当の地震に十分耐えうる耐震対策を実施し、ディスプレイやラック上にある装置は転倒防止金具にて固定すること。機器の据付けは耐震を考慮し、堅ろう強固に行うこと。

(2) マーキング

装置等設置に伴うマーキング及びレベリングを実施すること。

(3) 補強

ア 補強を必要とする装置の下には、原則として架台を設置すること。

イ 架台には、二重床用のアングルを取り付けること。

(4) 防火

ア 防火区画を貫通してケーブル等を敷設する場合は、防火区画の埋戻し及び防火処理を施すこと。

イ 指定された場所以外では火気の使用は厳禁とする。

(5) ケーブル

ア ケーブルの敷設は、配線図を作成し敷設ルート順序を決定すること。

イ ケーブルの色は施工前に発注者に承認を得ること。

ウ ケーブルには目視可能となる点検口付近等ごとに回線種別、接続元、接続先を記載したタグを付けること。

エ 機器相互間ケーブル及び架内ケーブルは、確実に接続の上、ほう縛整理すること。

オ 電気通信事業法に定める規格と同等又はそれ以上のものを使用するものとし、誘導の恐れがある機器相互間の配線はシールド線を使用するものとする。

(6) 配線及び配管

ア 屋内の配線はケーブルとし、配管は原則としてねじ付配管とする

イ 配線は、電線管ダクト及びケーブルラック等を使用し、フリーアクセス内に整然と行うこと

ウ 誘導の恐れのある音声系等及び電気系統の配線は、シールド線を用いて配線相互間の誘導を生じないように十分に配慮し施工すること

エ 配線の建物引き込みは、防水処理及び水切り対策を施すこと

(7) 補修

フリーアクセスの補修は受注者が行うこと。

(8) 調整

ア 設置する装置について、本仕様書に記載する試験をシステム移行前に実施すること。

イ 調整時には実障害を想定した複数の想定で予備系に安全に切り替わる動作確認を行うこと。

ウ 指令制御装置に接続する回線は対向調整を行うこと。

エ 機能ごとに動作確認を行うこと。

オ 各機能相互間の動作確認を行うこと。

カ 関連システムの機能に影響を与えないように動作確認を行うこと。

キ 装置間の総合調整を行うこと。

ク 既設設備の接続に当たっては、既設設備側に障害等の影響を与えないよう十分配慮し、接続試験を行うこと。

(9) その他作業

アこの仕様書に記載のない作業等については、発注者と協議の上、本システム及び現行システムに支障がでないよう作業すること。

イ機器の据付は、耐震を考慮し、原則として床にホールインアンカー等で固定したボルトで、装置架のチャンネルベースを固定すること。

ウ機器（指令台、架、装置等）の床又は、壁面への据付には架台を使用し、清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐよう配慮すること。

エ機器の据付完成後、機器が完全な状態で稼動するよう綿密なる調整を行うこと。

オ受注者は、システム機器の設置に伴うフリーアクセスフロアの穴埋め作業を行うこと。

11撤去作業及び処分作業

- (1) 既設設備の移動及び撤去に的確に対応すること。
- (2) 不要となる既設機器について解体、撤去、搬出を行うこと。なお、搬出先については別途発注者より提示することとする。
- (3) 既設機器の撤去搬出については、移行計画を踏まえ、適切な時期に行うこと。
- (4) 既設機器に付随する通信線、電源線、構内配線、架台、固定金物等についても撤去を行うこと。
- (5) 撤去品の搬出に当たっては、搬入と同様に必要な養生、申請手続き等を行うこと。
- (6) 撤去作業に際しては、業務に支障を与えないよう十分注意を払い行うこと。また、建物等に損傷を与えないよう十分注意を払い行うこと。
- (7) 作業用として構内に設けた全ての仮設物は作業完了後速やかに撤去の上、構外に搬出し、後片付け、清掃及び地ならし等を行うこと。
- (8) 既存機器の撤去によって発生する産業廃棄物の処理については、原則発注者にて実施する。ただし、受注者は発注者によって処理すべき対象機器に関する情報提供を行うこと。
- (9) 撤去後の建物内外装の補修は受注者が行うこと。

12作業の報告及び記録

受注者は、作業の進行、天候等の状況を示す作業日報及び各作業の要点を撮影した進捗管理を発注者に報告すること。

13作業一般

- (1) 作業に際しては、設計図書に示された全ての設備等が、その機能を完全に発揮できること。
- (2) 作業に際しては、設計図書及び発注者の承認を受けた工程表、作業計画書、機器承認図に従うこと。
- (3) 作業時間

ア受注者は、据付・調整等に係る作業時間を、関連法規・規則等に定められたものに基づき実施するものとし、あらかじめ発注者と協議の上、決定すること。

イ作業時間は、原則として平日の9時から17時までとする。

ウ受注者は、据付・調整等の都合により休日・夜間等、通常の作業時間外に作業を行う場合は、あらかじめ発注者に届け出て許可を受けてから行うこと。

- (4) 作業通知等

ア毎日の作業予定については、2週間以上前までに発注者に通知すること。

イ作業予定の策定にあたっては、災害等により職員が不在となることを考慮し、余裕のある計画とすること。

ウ通知後に作業内容に変更が発生した場合は、変更内容を発注者に通知すること。

エ作業の進捗状況については、日次・週次の報告書により報告すること。

オ発注者から指示を受け、これを実施したときは実施報告書により、発注者に報告すること。

カ現用設備に影響を与える恐れがある場合は、作業の実施にあたり発注者に連絡の上、その指示を受けること。

14産業廃棄物の処理

(1) 発注者が、廃棄物の処理について依頼した場合は、産業廃棄物処理法に則り適正に処理すること。

(2) 産業廃棄物の適正な処理について、発注者から指示を受けた場合は関係書類を提出すること。

15石綿含有調査

(1) 本業務におけるシステム据付及び調整に関する作業に先立ち、【別紙5】拠点一覧に示す拠点について、当該建築物等における作業の安全性の確認のため石綿（アスベスト）含有建材の使用の有無についての事前調査を行い、発注者に対して調査結果を提示すること。

(2) 関係法令に則り、関係機関への報告・届出等、適切な対処を迅速に行うこと。

(3) 調査において必要とする資料等については、受注者の求めに応じて発注者より提供する。

(4) 石綿が含有していると判明した拠点について、除去等に係る費用は、発注者が負担する。

なお、除去に係る費用の予算申請が必要となることを考慮し、調査及び報告は、本業務受託後迅速に実施すること。

第2 安全仕様

1 基本事項

(1) 受注者は、作業等の現場管理及び事故の責任については、騒音規制法、労働基準法、労働安全衛生法その他の関連法規及び規則等に従い、主任技術者を責任者とし遺漏なく行うものとし、作業員等の入出管理、火災、盗難その他事故防止について十分に留意すること。

(2) 安全対策については、過去の事故事例及びそれに基づく将来の事故発生の防止対策等の予測を行うこと。

(3) 作業員等の健康・衛生に留意するとともに、作業現場内の整理整頓を図る等、作業環境の向上に努めること。

(4) 受注者は、作業に伴う災害及び公害の防止については、関連法規、規則等に従い適切に処置するものとし、特に次の事項を遵守すること。

ア第三者に災害を及ぼさないこと。

イ公害の防止に努めること。

ウ現場を管理する者の注意をもってしても、災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については発注者と協議すること。

エ豪雨、出水、強風等の災害に対しては、気象予報等に十分な注意を払い、常に万全の措置を講じられるよう準備を怠らないこと。

オ万が一、災害又は公害が発生した場合は直ちに作業を中止し、適切な処置を講ずるとともに、その経緯（状況、原因、経過、対処等）を遅滞なく発注者に文書で報告すること。

なお、この処置については受注者の責任において処理すること。

2 人身事故の防止

(1) 人身事故

ア保安施設

作業現場の環境に適合した保安施設を設置し、常に点検及び補修を行うこと。

イ安全装備及び安全器具

作業に必要な安全装備及び安全器具は、事前に点検・整備し適正に使用すること。

ウ交通事故の防止

車両運転中の交通事故の防止を図るとともに、作業現場の環境に応じて交通整理を行うなど交通障害・交通事故の防止に努めること。

エ作業用機械等

作業用機械等は常に点検・整備するとともに適正に使用すること。

また、車両の転倒防止のためアウトリガー付車両はアウトリガーの張出、地盤の地質、固さ、傾斜勾配等、使用する状況を十分に考慮して安全な作業に努めること。

オ仮設構造物

仮設構造物は、作業中の条件に十分耐え得る構造とし、常に点検・補修を行うこと。

カ転落防止

高所作業においては、高所作業車を使用するものとするが、高所作業車を使用できない場合は昇降用転落防止器具を使用すること。

また、高所作業、開口部等に接近して作業を行う場合は、適切な足場及び手すりの設置等、必要な措置を講じること。

キ重量物、長尺物等の取り扱い

運搬、搬入及び搬出における取り扱いは、荷崩れ、落下等が生じないように慎重に行うこと。

ク感電防止

充電電路を取り扱う作業及び充電電路に近接した作業を行う場合は、検電器及び絶縁用保護具を使用する等、適切な感電防止の措置を講じること。

ケガス中毒、酸素欠乏等による事故の防止

マンホール等における作業では、換気及びガス測定を行う等、ガス中毒、酸素欠乏等による事故防止に努めること。

コ危険物の取り扱い

劇毒物、揮発油、火薬類等の取り扱い及び保管にあたっては、火気、摩擦、衝撃等に注意し、安全な場所に保管する等、危険防止に努めること。

サ作業環境の向上

作業員等の健康・衛生に留意するとともに、作業現場内の整理・整頓を図る等、作業環境の向上に努めること。

シガス爆発による事故の防止

電源設備の設置作業にあつては、静電気の発生を防ぐ等、ガス爆発による事故の防止策を講じること。

(2) 人身事故発生時の措置

ア作業の実施に先立ち、人身事故発生時の緊急連絡方法等を定めるものとし、緊急時における連絡及び措置を適切に実施できるよう作業員への周知徹底を図ること。

イ人身事故が発生したときは、人命救助に最善を尽くすとともに、直ちに発注者に報告すること。

ウ発生した事故の原因を究明し、再発防止に努めること。

エ発生した事故の原因、内容その他必要な事項を記載した事故報告書等を速やかに発注者へ提出すること。

3 設備事故

(1) 設備事故の防止

指令センター及び各署所の設備並びに作業現場周辺の構造物を損傷しない、又は現用通信回線に故障を発生させないよう万全な予防措置を講じ、事故防止に努めること。

(2) 設備事故発生時の措置

ア設備事故が発生した場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、直ちに発注者及び関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めること。

イ発生した事故の原因を究明し、再発防止に努めること。

ウ発生した事故の原因、内容及びその他必要な事項を記載した事故報告書等を速やかに発注者へ提出すること。

第3 その他

1 連絡調整、工程会議等

(1) 発注者の指示のもと、定期的に工程会議を開き、発注者及び関係者との十分な調整を行い作業すること。

(2) 工程会議において発注者及び関係者と調整した事項並びにその結果、指示事項等を記録し、工程会議後、5 営業日以内を目処に発注者へ提出すること。

2 作業状況写真

作業前、作業中、作業後、作業上隠蔽となる箇所及び主要な作業状況の写真を撮影し、アルバム等に整理して記録媒体等とともに発注者へ提出すること。

3 感染症対策

(1) 感染症対策を実施し、作業をすること。

(2) 罹患者及び罹患の疑いが発生した場合は、発注者に速やかに報告すること。

第5章 契約不適合責任対応仕様

第1 基本事項

- 1 契約不適合（仕様書・提案書との不一致）がある場合は、当該事項について追完対応すること。本システムの契約不適合責任期間は、完成検査から1年間とする。
なお、次の場合は適用除外とする。
 - (1) 発注者又は発注者の指名した第三者による輸送又は移動時の落下、衝撃等の取扱いが適正でないために生じた故障及び損傷
 - (2) 発注者又は発注者の指名した第三者による使用上の誤り又は不当な改造若しくは修理による故障及び損傷
 - (3) 天災地変等の外部要因に起因する故障及び損傷
- 2 本システムの正常かつ円滑な稼働を常時保持できること。
- 3 契約不適合責任対応の対象は、本業務で導入する全ての機器、ソフトウェア等を対象とする。
- 4 装置ごとに24時間365日対応するものと、それ以外のものを発注者・受注者間の協議にて決定し、対応可能な体制を確立すること。
- 5 点検業務は含まないこと。

第2 技術員の派遣

- 1 発注者から装置の契約不適合による故障発生等の連絡を受けた際は、直ちに技術員を派遣し、必要な措置を講ずること。
- 2 安定稼働を確認できるまで、緊急事態に対応できるよう、技術者等を近隣に配備する等の即時対応が可能な体制とすること。

第3 契約不適合責任対応

緊急時障害修復、障害情報管理を実施し、仕様書及び提案書の内容と最良の状態を維持すること。

1 契約不適合についての対応

契約不適合についての対応は、消防指令業務の特殊性及び重要性を考慮し、それらに適した人材及び機器材をもって実施すること。

2 契約不適合についての追完対応範囲

契約不適合についての追完対応範囲は次の通りとする。なお、ハードウェアのみでなく、ソフトウェアについても追完対応範囲とする。

- (1) 故障復旧対応
- (2) 故障情報管理
- (3) 故障情報提出

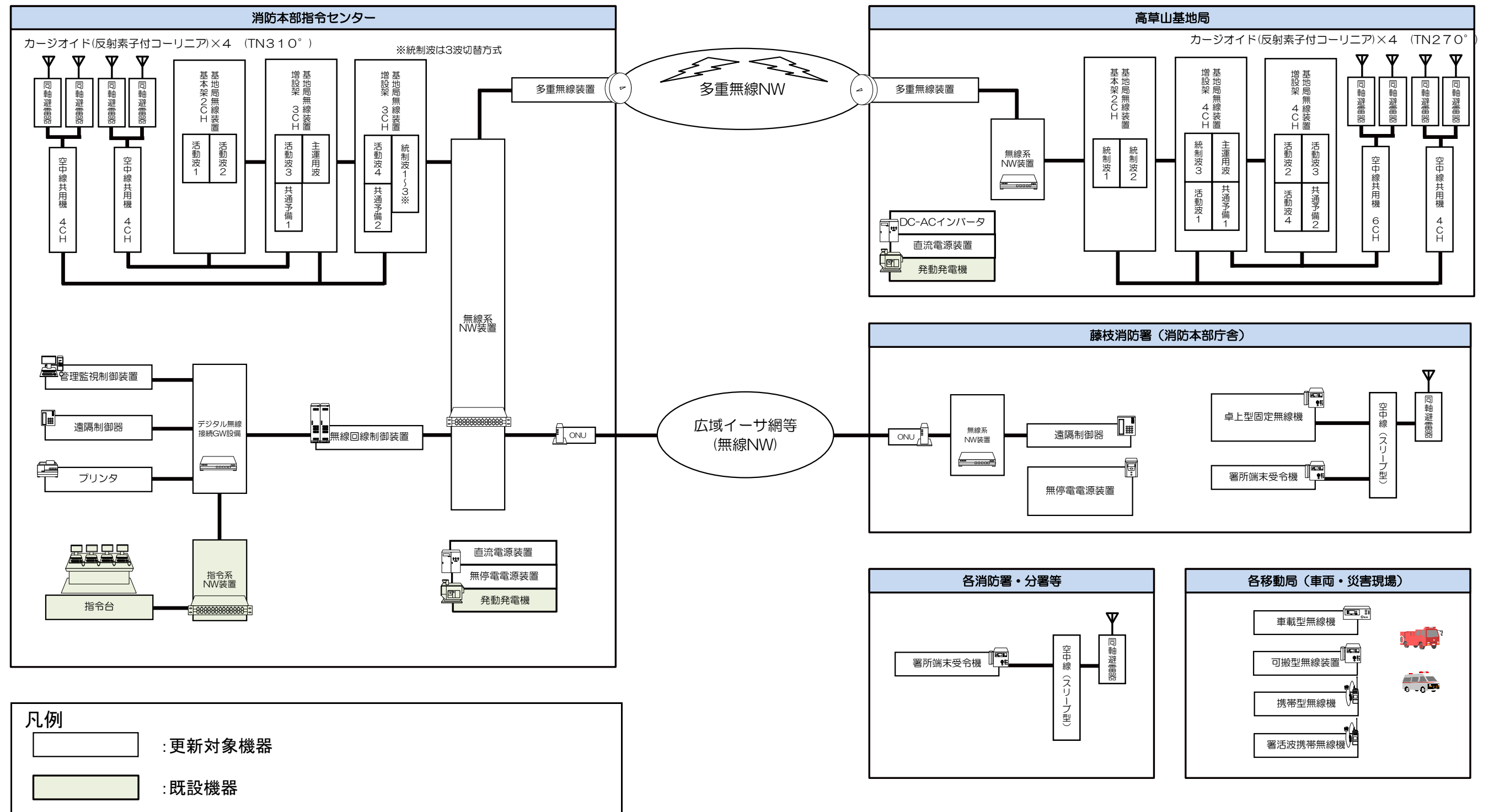
3 契約不適合についての対応方法

(1) 随時対応

ア 平日、休祝日及び夜間におけるそれぞれの体制について、連絡先及び担当者を発注者に事前に報告すること。

- イ運用に伴い、発注者と受注者の連絡用（障害報告・事務連絡等）にサポートデスク等を設置し、メール、電話等による情報共有ができる環境の構築を行うこと。
- (2) 故障の修理等が完了したときは、速やかに発注者への作業報告書等を提出すること。

【別紙1】システム全体構成図



【別紙2】機器員数表

装置名	数量	(消防指令センター) 焼津消防署	(消防本部庁舎) 藤枝消防署	基地局		備考
				消防指令センター基地局	高草山基地局	
1 システム機器費						
(1) 本部設備						
ア 無線回線制御装置	1 式	1				32ch
イ 管理監視制御装置	1 式	1				
ウ 遠隔制御器	3 式	2	1			
エ プリンタ	1 式	1				
(2) 基地局設備						
ア 基地局無線装置（基本架2ch）	2 式			1	1	（共通予備方式：基本架2ch）
イ 基地局無線装置（増設架4ch）	2 式				2	（共通予備方式：増設架4ch）
ウ 基地局無線装置（増設架3ch）	2 式			2		（共通予備方式：増設架3ch）
エ 空中線共用器（6合成）	1 式				1	（6合成）
オ 空中線共用器（4合成）	3 式			2	1	（4合成）
カ 空中線（カージオイド型）	8 式			4	4	（カージオイド型：6.15dBi）
キ 同軸避雷器	8 式			4	4	（λ／2ショートスタブ型）
(3) 移動局設備						
ア 卓上型固定無線機	1 式		1			
イ 空中線（スリーブ型）	7 式	3	4			（卓上型固定無線機、署所端末受令機用）
ウ 車載型無線機（送受話）	47 式	24	23			
エ 車載型無線機（受話のみ）	2 式	1	1			
オ 空中線（ホイップ型）	98 式	50	48			（車載型無線機用）
カ 可搬型無線装置	4 式	2	2			
キ 携帯型無線機	86 式	43	43			
サ 携帯型無線機（受話のみ）	10 式	5	5			
ク 署活波携帯無線機	110 式	50	60			（400MHz帯）
ケ 署所端末受令機	6 式	3	3			
コ 同軸避雷器	6 式	3	3			（λ／2ショートスタブ型）

【別紙2】機器員数表

装置名	数量	(消防指令センター) 焼津消防署	(消防本部庁舎) 藤枝消防署	基地局		備考
				消防指令センター基地局	高草山基地局	
2 ネットワーク機器						
(1) 18GHz帯FWA	2 式	1			1	
(2) 18GHz帯パラボラアンテナ	2 式	1			1	(1.2mφ)
(3) L 3 SW (指令センター用)	2 式	2				(電源冗長構成)
(4) L 3 SW (基地局、遠隔制御器用)	2 式			1	1	(電源冗長構成)
(5) L 2 SW	2 式	2				(電源冗長構成)
(6) ルータ	2 式	2				(電源冗長構成)
3 電源設備						
(1) 直流電源装置 (指令センター用)	1 式	1				
(2) 直流電源装置 (基地局用)	1 式				1	
(3) 無停電電源装置 (指令センター用)	1 式	1				
(4) 無停電電源装置 (消防本部用)	1 式		1			
(5) DC-ACインバータ	1 式				1	
4 その他						
(1) 指令台接続改修	1 式	1				
(2) 車載データ端末改修	1 式	1				
5 消防救急デジタル無線接続装置						
(1) 指令システム側GW装置	0 式					既設利用
(2) デジタル無線側GW装置	1 式	1				
6 据付費用	1 式	1				
7 撤去費用	1 式	1				

【別紙3】消防救急デジタル無線連携機能一覧

			機能要否
		機能概要	
共通仕様書規定機能	一斉音声通信	音声にて指令台と移動局が行う一斉通信。	○
	個別音声通信	音声にて指令台と移動局が1対1で行う通信。	○
	グループ音声通信	指令台で相手先グループ呼出番号を選択し、音声にて指令台と複数移動局が行う通信。	○
	自営通信網接続通信 (有無線接続)	指令台での操作により、無線回線制御装置又は指令系装置と他の通信網と回線を接続することによって、消防応援活動調整本部等と移動局との間の音声の送受信を行う機能。	○
	PSTN(公衆網)接続通信 (有無線接続)		
	県庁接続通信 (有無線接続)		
	消防指令センター間音声通信 (基地局間通信)	消防本部相互間の非常通信手段として使用する基地局相互の通信。	×
	発信者番号送信	指令台発信者番号及び移動局発信者番号を相手局へ送信する機能。	○
	ショートメッセージ送信機能・表示機能	指令台と移動局間で、文字数40文字以下の簡易的なメッセージを伝送する機能。	×
	データ伝送	移動局側のデータ端末装置と指令台側に接続された指令系装置間のデータ通信を可能にする機能。	○
	音声通信中ショートメッセージ伝送 (一斉、個別、グループ)	音声送信中の指令台又は移動局から音声と同時にショートメッセージを送信する機能。	×
	発信者番号送信・表示機能	他消防本部管内で通信を行う場合、移動局の所属消防本部を発信者番号表示により確認できる機能。	○
	通話モニタ機能	指令台において、基地局が受信した全ての通話内容を聴取する機能。	○
	通話モニタ表示機能	通話を行っている指令台及び移動局の発信者番号を表示する機能。	○
	通信モニタ機能	指令台において、基地局が受信した他の消防本部の通信内容を聴取する機能。	○
	他局通信中の表示機能	他局が通信中の場合、話中であることを表示する機能。	○
	セレコール送信中の音声と同時ショートメッセージ伝送機能	音声送信中の指令台又は移動局から音声と同時にショートメッセージを送信する機能。	×
	出場指令時の表示・発信規制機能	指令台の操作により、移動局等に出動指令中であることを報知する機能。	○
	通信規制時の表示・発信規制機能	指令台の操作により、移動局等に通信規制中であることを報知する機能。	○
	緊急信号の表示・発信規制機能	指令台の操作により、移動局等に緊急的対応の必要がある旨を報知する機能。	○
	強制切断機能	指令台の操作により、移動局が現に行っている通信を切断する機能。	○
共通仕様書に規定のない機能	基地局選択機能	移動局が送信した通信を複数の基地局無線装置で同時に受信した場合、受信電界情報を元に、最適な基地局無線装置を選択して通信を行う機能。	○
	基地局無線装置状態通知機能	基地局の無線チャネルの状態(使用可・使用不可)変化時に無線回線制御装置から指令制御装置に対して、無線チャネルの状態(使用可・使用不可)を通知するための機能	○
	基地局着信通知	移動局からの発信に対する着信を指令制御装置に通知する。	○
	無線バックアップ機能 (AVMバックアップ)	有線回線等の不通時に、無線波を使用し、指令情報、動態情報の送信をバックアップする機能。	○

【別紙3】消防救急デジタル無線連携機能一覧

			機能要否
		機能概要	
個別機能	統制波チャンネル切替機能	指令制御装置からの要求により、統制波基地局無線装置の無線チャンネル(基地局周波数)を切り替えるための機能。	○
	署所アンプ起動/解除制御機能	専用線や光回線による出動指令時に障害等が発生した場合、自動的に無線へ切り替え、各署所の無線受令機等を介して署所アンプを起動し指令放送を実現する。	○
	常送・非常送切替機能	指令制御装置から要求により、基地局無線装置の常送/非常送を切り替えるための機能。	×
	受信基地局機能	送信電波の弱い移動局を使用するシステムにおいて、基地局のみで受信エリアを網羅できない場合、受信専用の基地局装置を送信を行う基地局無線装置と組み合わせ、見かけの基地局能力を向上させる。	×
	指令情報無線バックアップ機能	データ送信機能で基地局を指定し、指令情報を署所端末に通信して指令書出力する機能。	×
	無線中継基地局監視制御機能	消防指令センターからの指示により無線中継基地局の制御(中継動作ON/OFF等)を行う機能。また、無線中継基地局から受信した監視情報を消防指令センターで表示する機能。	×
	移動局発信基地局・チャンネル情報問合せ機能	指令制御装置から移動局が最後に使用した基地局及び設定するチャンネルを無線回線制御装置に問い合わせする機能。	○
	異チャンネルグループ機能	複数基地局及び無線通信チャンネルをあらかじめ登録した組み合わせ(チャンネルグループ)にグループ化し、指令系装置等からチャンネルグループへ一斉音声通信を行う機能。	×

【別紙4】車両一覧

項	所属	車種	車両名	車載無線機	備考
合計				47	
1	藤枝消防署		志太指令 1	1	本部藤枝
2			志太警防 1	1	本部藤枝
3			志太調査 1	1	本部藤枝
4			志太広報 1	1	本部藤枝
5		指揮車	志太藤枝指揮 1	1	
6		ポンプ車	志太藤枝ポンプ 1	1	
7		タンク車	志太藤枝タンク 1	1	
8		救助工作車	志太藤枝高度 1	1	
9		はしご車	志太藤枝はしご 1	1	
10		救急車	志太藤枝救急 1	1	
11		救急車	志太藤枝救急 2	1	
12		救急車	志太藤枝救急 3	1	
13		支援車	志太藤枝支援 1	1	
14		予備車	志太ポンプ 1	1	
15			志太人員輸送 1	1	本部藤枝
16	藤枝消防署 南分署	ポンプ車	志太南ポンプ 1	1	
17		ポンプ車	志太南ポンプ 2	1	
18		救急車	志太南救急 1	1	
19		消防車	志太南広報 1	1	
20	藤枝消防署 北分署	ポンプ車	志太北ポンプ 1	1	
21		ポンプ車	志太北ポンプ 2	1	
22		救急車	志太北救急 1	1	
23		消防車	志太北広報 1	1	

項	所属	車種	車両名	車載無線機	備考
24	焼津消防署		志太調査 2	1	本部焼津
25			志太人員輸送 2	1	本部焼津
26			志太広報 2	1	本部焼津
27			志太指導 1	1	本部焼津
28			志太指導 2	1	本部焼津
29		消防車	志太焼津指揮 1	1	
30		ポンプ車	志太焼津ポンプ 1	1	
31		タンク車	志太焼津タンク 1	1	
32		救助工作車	志太焼津高度 1	1	
33		はしご車	志太焼津はしご 1	1	
34		救急車	志太焼津救急 1	1	
35		救急車	志太焼津救急 2	1	
36		救急車	志太焼津救急 3	1	
37		支援車	志太焼津支援 1	1	
38		ポンプ車	志太ポンプ 2	1	
39			志太焼津軽貨物 1	1	
40	焼津消防署 東分署	ポンプ車	志太東ポンプ 1	1	
41		ポンプ車	志太東ポンプ 2	1	
42		救急車	志太東救急 1	1	
43		消防車	志太東広報 1	1	
44	焼津消防署 大井川分署	ポンプ車	志太大井川ポンプ 1	1	
45		ポンプ車	志太大井川ポンプ 2	1	
46		救急車	志太大井川救急 1	1	
47		消防車	志太大井川広報 1	1	

【別紙5】拠点一覧

拠点名		住所	建設年月
1	志太広域事務組合志太消防本部		
	(1)	消防本部庁舎	藤枝市稲川200番地の1
		ア 焼津市消防防災センター	静岡県焼津市石津1丁目6-1
	(2)	藤枝消防署	消防本部庁舎と同じ
		ア 藤枝消防署南分署	藤枝市田沼3丁目11番22号
		イ 藤枝消防署北分署	藤枝市横内515番地の8
	(3)	焼津消防署	焼津市消防防災センターと同じ
		ア 焼津消防署東分署	焼津市焼津6丁目5番18号
		イ 焼津消防署大井川分署	焼津市宗高909番地の1
	(4)	無線基地局	
		ア 消防指令センター基地局	焼津市消防防災センターと同じ
		イ 高草山基地局	焼津市坂本地内
2	関係施設		
	(1)	志太広域事務組合	藤枝市岡部町岡部6-1
	(2)	焼津市役所	焼津市本町2丁目16-32
	(3)	藤枝市役所	藤枝市岡出山1丁目11-1

消防救急デジタル無線設備
更新整備事業

発注仕様書(案)

【別冊】

参考機器仕様要件

令和7年11月

志太広域事務組合 志太消防本部

目次

全装置共通	1
第1 無線回線制御装置	2
第2 遠隔制御器	3
第3 管理監視制御装置	4
第4 プリンタ	5
第5 基地局無線装置	6
第6 空中線共用器	8
第7 空中線（基地局用）	9
第8 無線ネットワーク	10
第9 電源装置	13
第10 卓上型固定無線機	15
第11 可搬型無線装置	16
第12 車載型無線機	18
第13 携帯型無線機	19
第14 署所端末受令機	20
第15 署活波携帯無線機	21

全装置共通 機器仕様要件

項目	詳細
Ⅰ．機器全般	
(1) 機器の構造	ケーブル類の抜け止め対策を施すこと。 (フック、ねじ止め等)
(2) 機器の設置	必要に応じてOAラック等を用意し、設置すること。
(3) 型式等	動作が保証されている最新の型式とすること。
(4) 耐用年数	サーバ及び重要装置については10年以上使用可能なものとする。
(5) その他	各装置は他装置との兼用及び組込みを可とする。
Ⅱ．ラックマウント機器全般	
(1) ディスプレイ	19インチラックに搭載可能なコンソールディスプレイを設置すること。 ディスプレイの共用は可とする。
(2) 耐用年数	サーバ及び重要装置については10年以上使用可能なものとする。
(3) 機器の設置	19インチラックを用意し、設置すること。
(4) LANインタフェース	重要なサーバ装置については、RJ-45×2以上（冗長化構成）とすること。
(5) 電源	重要なサーバ装置については、冗長化構成とすること。（ホットスワップ対応）

第1 無線回線制御装置 機器仕様要件

項目		詳細
1	電源電圧	DC-48V±10%
2	指令系インタフェース	
	(1) 音声	OD又はLAN
	(2) データ	LAN
	(3) 通信制御	LAN
	(4) 基地局向けインタフェース	LAN等
3	冗長化	指令センターにて設置する装置は、筐体ごと冗長構成を取ることを。 ウォームスタンバイ（電源投入されているが切り離されている状態）とし、障害発生時は指令室内にて容易な操作による手動切替えを可能とすること。 装置内部の主要制御部、電源部等の主要部は冗長化された構造であること。
4	構造等	主要機能ごとにパッケージ化された構造とすること。 保守性を考慮し、電源が投入されている状態でもパッケージ交換が可能な構造とすること。 前面保守が可能な構造とすること。

第2 遠隔制御器 機器仕様要件

項目		詳細
1	電源電圧	AC100V±10%
2	インタフェース	OD、LAN等
3	構造等	スピーカを内蔵し、音量調整ができること。
		送信中及び受信中の状態を装置前面にて容易に視認できること。

第3 管理監視制御器 機器仕様要件

項目		詳細
1	CPU	インテル® Core™ i3 8100 以上
	(1) コア数	4以上
	(2) スレッド数	4以上
2	メモリ	16GB以上
3	補助記憶装置	HDD又はSSD：250GB以上(RAID構成)
4	OS	信頼性の高いものとする。また、導入時点で動作が保証されている最新のOSとすること。
5	インタフェース	
	(1) USB	USB3.0準拠×2以上
	(2) シリアル	RS232C×1以上
	(3) 映像出力	HDMI等×1以上
	(4) LAN	RJ-45×1以上
6	入力方式	マウス入力、キーボード入力 (入力用のデバイス装置を具備すること。)
7	ディスプレイ	
	(1) 表示画面	液晶21型～24型以上
	(2) 画面解像度	1,920×1,080ドット以上
	(3) 表示色カラー	1,670万色以上
	(4) コントラスト	1,000：1以上
	(5) 輝度	250cd/m ² 以上
	(6) 映像入力	HDMI×1以上
8	構造等	デスクトップ型とすること。 24時間365日、常時システム監視を行うため、専用装置とし、信頼性の高い機器を採用すること。

第4 プリンタ 機器仕様要件

項目		詳細
1	印字方式	LED 乾式電子写真方式
2	用紙	A3、A4
3	カセット	1 以上
4	印刷解像度	1, 200dpi × 1, 200dpi
5	印刷速度	(片面)A4横 : 39頁／分以上、A3 : 23頁／分以上 (両面)A4横 : 31頁／分以上、A3 : 15頁／分以上
6	ファーストプリント時間	10秒以下
7	メモリ	128MB以上
8	インタフェース	
	(ア) USB	USB2.0準拠 × 1 以上
	(イ) LAN	RJ-45 × 1 以上
9	寸法	W700mm以下×D700mm以下×H700mm以下 (突起物を除く。)
10	インク・トナー等	経済性に優れていること。
11	形状等	卓上型とすること。
11	その他	24時間365日使用可能であること。

第5 基地局無線装置 機器仕様要件

項目		詳細
1	電源電圧	DC-48V $\pm$ 10%
2	周波数	
	(1) 送信	273MHz $\sim$ 275MHz
	(2) 受信	264MHz $\sim$ 266MHz
3	アクセス方式	SCPC
4	無線変調方式	$\pi/4$ シフトQPSK
5	双方向通信方式	FDD
6	ダイバーシチ方式	最大比合成
7	キャリア周波数間隔	6.25KHz
8	伝送速度	9.6kbps
9	発信方式	水晶発振制御シンセサイザ方式
10	送信部	
	(1) 周波数安定度	± 0.2 ppm
	(2) 占有帯域幅	5.8kHz以下
	(3) 空中線電力	20W/10W
11	受信部	
	(1) 受信感度	スタティック感度 0dB μ V以下 (BER=1%) フェージング感度 5dB μ V以下 (BER=3%) ダイバーシチ無し フェージング特性、ドップラー周波数10Hz
	(2) スプリアスレスポンス	53dB以上
	(3) 隣接チャネル選択度	42dB以上
	(4) 相互変調特性	53dB以上

第5 基地局無線装置 機器仕様要件

項目	詳細
12 構造等	主要制御部及び無線部については、二重化構成であること。
	主要機能ごとにパッケージ化された構造とすること。
	保守性を考慮し、電源が投入されている状態でもパッケージ交換が可能な構造とすること。
	前面保守が可能な構造とすること。
	装置の前面に、稼働状態やアラーム発生等を視認するためのランプ等を具備すること。
	増設架と組み合わせできること。

第6 空中線共用器 機器仕様要件

項目		詳細
Ⅰ．共通		
1	構造等	共用部と増幅部から構成された装置であること。
		装置の前面から保守が可能なこと。
Ⅱ．4CHハイブリッド		
1	共用チャネル数	4CH(送信4波/受信4波)
2	電源電圧	DC-48V±10%
3	消費電流	2A以下
4	周波数帯域	
	(1) 送信	273MHz～275MHz
	(2) 受信	264MHz～266MHz
5	送信系最大許容入力	20W／1チャネル(平均値)
6	送信系挿入損失	6. 5dB以下
7	受信系利得	20dB以上
8	受信増幅部雑音指数	4. 0以下
Ⅲ．6CHハイブリッド		
1	共用チャネル数	6CH(送信6波/受信6波)
2	電源電圧	DC-48V±10%
3	消費電流	2A以下
4	周波数帯域	
	(1) 送信	273MHz～275MHz
	(2) 受信	264MHz～266MHz
5	送信系最大許容入力	20W／1チャネル(平均値)
6	送信系挿入損失	6. 5dB以下
7	受信系利得	20dB以上
8	受信増幅部雑音指数	4. 0以下

第7 空中線（基地局用） 機器仕様要件

項目	詳細
Ⅰ．共通	
1 構造等	防錆及び防腐食の処置を施すこと。
	本装置と同数以上の同軸避雷器を含むものとする。
Ⅱ．空中線(カージオイド型)	
1 周波数帯域	260MHz～275MHz
2 型式・最大利得	10.65dB以上
3 VSWR	1.5以下
4 インピーダンス	公称50Ω
5 許容電力	50W
Ⅲ．同軸避雷器	
1 構成	$\lambda/4$ ショートスタブ型
2 挿入損失	0.3dB以下
3 VSWR	1.3以下
4 インピーダンス	公称50Ω

第8 無線ネットワーク 機器仕様要件

項目	詳細
I. ネットワーク装置	
1 L3スイッチ	
(1) ポート数	将来の拡張を考慮したポート数とすること。
(2) スイッチング容量	100Gbps以上に対応できること。
(3) パケット処理能力	100Mpps以上に対応できること。
(4) サポートプロトコル	IPv4、IPv6に対応すること。
(5) VLAN	IEEE802.1qに準拠すること。
(6) QoS	設定できること。
(7) ストーム制御機能	有していること。
(8) 保守機能	SNMP及びTelnetをサポートすること。 NTP、SYSLOG及びTFTP機能を有すること。
(9) 構造等	19インチラックに搭載可能なこと。 (搭載に必要な部材を付属すること。) 機器及び電源部を二系統化すること。
2 L2スイッチ	
(1) ポート数	将来の拡張を考慮したポート数とすること。
(2) スイッチング容量	20Gbps以上に対応できること。
(3) パケット処理能力	1.5Mpps以上
(4) VLAN	IEEE802.1qに準拠すること。
(5) QoS	設定できること。
(6) ストーム制御機能	有していること。
(7) 保守機能	SNMP及びTelnetをサポートすること。 NTP、SYSLOG及びTFTP機能を有すること。
(8) 構造等	19インチラックに搭載可能なこと。 (搭載に必要な部材を付属すること。) 1U以内とすること。
(9) その他	必要に応じてHUBを導入すること。

第8 無線ネットワーク 機器仕様要件

項目		詳細
3 ルータ		
	(1) ポート数	将来の拡張を考慮したポート数とすること。
	(2) 転送性能	1Gbps以上
	(3) サポートプロトコル	IPv4、IPv6に対応すること。
	(4) VLAN	IEEE802.1qに準拠すること。
	(5) QoS	設定できること。
	(6) 保守機能	SNMP及びTelnetをサポートすること。 NTP、SYSLOG及びTFTP機能を有すること。
	(7) 構造等	19インチラックに搭載可能なこと。 1U以内とすること。
4	構造等	各装置のポート使用率は80%程度とし、将来的な拡張にも対応可能な予備ポートを設けること。
		関連装置はラックに収容すること。
II．多重無線装置(18GHz)		
1 ODU		
	(1) 無線周波数帯	17.70GHz～18.72GHz
	(2) 最大送信出力	+25dBm（電力規定点にて）以上
	(3) チャンネル設定間隔	10MHz
	(4) 信号伝送速度	13Mbps
	(5) 構造	無線部が二重化されたものであること。 鉄塔または鋼管ポール等に取り付けられる構造であること。
2 IDU		
	(1) インタフェース	LAN(1000BASE-TX)、1.544Mbps×8 等
	(2) 変調方式	4相位相変調方式(QPSK)
	(3) 接点出力	各部の動作状況及び故障状況を管理し装置外部へ接点出力できること。
	(4) 構造	変復調部及び電源が二重化されたものであること 自立架等に設置可能な構造であること。
3 空中線		
	(1) 周波数範囲	18GHz帯
	(2) 空中線径	60cm
	(3) 構造	パラボラ型で発錆・腐食対策がされたものであり、最大瞬間風速60m/secに耐えうる構造であること。

第8 無線ネットワーク 機器仕様要件

項目		詳細
4	分配結合器	
	(1) 無線周波数帯	18GHz帯
5	同軸避雷器	
	(1) 挿入損失	0.3dB以下
6	その他	
	(1)	交流100V又は直流49Vで動作すること。
	(2)	伝送品質を監視する機能を有すること。
	(3)	自動又は手動で現用／予備の切り替えができること。
	(4)	AC／DCコンバータを含むこと。
	(5)	必要に応じてレイヤスイッチを付属すること。
	(6)	回線設計を行い、アンテナ口径を選定すること。

第9 電源装置 機器仕様要件

項目	詳細
I. 直流電源装置	
1 入力電圧等	交流(50/60Hz)3φ200V±10%、 又は1φ200V/100V±10%以内
2 力率	70%以上
3 負荷側電圧	直流-48V±10%以内
4 負荷側電流	本仕様書記載の基地局設置機器（直流系）を補償できる容量とすること。
5 蓄電池形式	SNS型相当
6 蓄電池容量	停電時100%負荷で発動発電機が稼働するまで接続機器の補償ができること。
7 構造等	表示灯は、盤前面の見やすい位置に取り付けること。
	機器の据付けについては、スペース確保等を考慮した設置場所に適した方法とすること。
	耐震性を考慮した据付設置とすること。
	高草山基地局についてはDC/ACインバータを付属し、基地局用ネットワーク装置（ONU含む。）を補償すること。

第9 電源装置 機器仕様要件

項目	詳細
Ⅱ．無停電電源装置	
1 容量	本仕様書記載の基地局設置機器を補償できる容量とすること。
2 運転方式	常時インバータ運転・直送電源待機方式
3 停電時切替	無瞬断
4 周波数・波形歪率	50/60Hz、10%以下
5 入力	交流 3 φ 200V±10%又は1 φ 200/100V±10%以内
6 出力	交流 1 φ 100V±10%以内
7 蓄電池形式	SNS型相当
8 蓄電池容量	停電時100%負荷で10分以上の補償ができること。
9 構造	キュービクル収納型、前面保守型

第10 卓上型固定無線機 機器仕様要件

項目		詳細
Ⅰ．共通		
1	構造等	操作部の各ボタンは夜間でも容易に操作が行えるよう工夫すること。
		受話音モニタスピーカを筐体内に内蔵していること。必要に応じ外部スピーカを接続可能な構造であること。
		通話用ハンドマイクが接続可能なこと。
		1 台当たり 2 つ以上スリーブアンテナを付属すること。
		1 台当たり 1 つ以上ホイップアンテナを付属すること。
		空中線、同軸避雷器を含むこと。
Ⅱ．卓上型固定無線機		
1	電源電圧	AC100V±10%以内
2	実装チャンネル周波数	別途、調整による。
3	送信出力	5W以上(+20%、-50%)
4	送信周波数帯	264MHz～266MHz
5	受信周波数帯(対基地局)	273MHz～275MHz
6	受信周波数帯(対移動局)	264MHz～266MHz
7	変調方式	$\pi/4$ シフトQPSK
8	アクセス方式	SCPC方式
9	周波数安定度	±1.5ppm
10	占有帯域幅	5.8kHz以下
11	受信感度	BER=1%(スタティック)時 0dB μ V以下 BER=3%(フェージング)時 5dB μ V以下

第11 可搬型無線装置 機器仕様要件

項目		詳細
Ⅰ．共通		
1	構造等	アンテナ、電源端子等のケーブル類が接続可能な構造であること。
		蓄電池は長時間動作が可能なこと。予備バッテリーによる実現も可とする。
		基地局からの送信波は、ダイバーシチ受信できる構造とすること。
		空中線として可搬型空中線を有すること。また、署所の既設の空中線と接続できること。
		1 台当たり 2 つ以上ホイップアンテナを付属すること。
		無線機本体に内蔵スピーカを搭載すること。
		防水保護ケースを付属すること。
Ⅱ．可搬型移動局無線装置		
1	電源電圧	DC+13V～+27. 6V
2	実装チャネル周波数	別途、調整による。
3	送受信	
	(1) 送信出力	5W以上(+20%、-50%)
	(2) 送信周波数帯	264MHz～266MHz
	(3) 受信周波数帯(対基地局)	273MHz～275MHz
	(4) 受信周波数帯(対移動局)	264MHz～266MHz
	(5) 変調方式	$\pi/4$ シフトQPSK
	(6) アクセス方式	SCPC方式
	(7) 周波数安定度	± 1.5 ppm
	(8) 占有帯域幅	5. 8kHz以下
	(9) 受信感度	BER=1%(スタティック)時 0dB μ V以下 BER=3%(フェージング)時 5dB μ V以下 ※ダイバーシチ無し時

第11 可搬型無線装置 機器仕様要件

項目		詳細
	(10) スプリアスレスポンス	53dB以上
	(11) 隣接チャネル選択度	42dB以上
	(12) 相互変調特性	53dB以上
	(13) 受信方式	ダイバーシチ受信(最大比合成受信)

第12 車載型無線機 機器仕様要件

項目		詳細
Ⅰ．共通		
1	構造等	車両1台当たり2つ以上のホイップアンテナを取り付けること。
		空中線、電源端子等のケーブル類は、無線機背面にて接続が可能な構造であること。
		複数の送受信器及び外部スピーカを、車内、車外へ接続可能であること。
		盗難防止を考慮し、専用金具等により固定すること。
Ⅱ．車載型移動局無線装置		
1	電源電圧	DC+13V～+27.6V
2	実装チャンネル周波数	別途、調整による。
3	送受信	
	(1) 送信出力	5W以上(+20%、-50%)
	(2) 送信周波数帯	264MHz～266MHz
	(3) 受信周波数帯(対基地局)	273MHz～275MHz
	(4) 受信周波数帯(対移動局)	264MHz～266MHz
	(5) 変調方式	$\pi/4$ シフトQPSK
	(6) アクセス方式	SCPC方式
	(7) 周波数安定度	$\pm 1.5\text{ppm}$
	(8) 占有帯域幅	5.8kHz以下
	(9) 受信感度	BER=1%(スタティック)時 0dB μ V以下 BER=3%(フェージング)時 5dB μ V以下 ※ダイバーシチ無し時
	(10) スプリアスレスポンス	53dB以上
	(11) 隣接チャンネル選択度	42dB以上
	(12) 相互変調特性	53dB以上
	(13) 受信方式	ダイバーシチ受信(最大比合成受信)

第13 携帯型無線機 機器仕様要件

項目		詳細
1	送信出力	2W以上(+20%、-50%)
2	送信周波数帯	264MHz～266MHz
3	受信周波数帯(対基地局)	273MHz～275MHz
4	受信周波数帯(対移動局)	264MHz～266MHz
5	変調方式	$\pi/4$ シフトQPSK
6	アクセス方式	SCPC方式
7	周波数安定度	± 2.5 ppm
8	占有帯域幅	5.8kHz以下
9	受信感度	BER=1%(スタティック)時 0dB μ V以下 BER=3%(フェージング)時 5dB μ V以下
10	防水／防塵性能	IP67以上
11	構造等	携帯無線機、電池部及び空中線で構成すること。
		無線機本体に落下防止等のためのベルトクリップを取り付けられること。
		装置本体にはスピーカを内蔵すると共に、外部にスピーカマイクを接続できること。外部スピーカマイクも無線機本体と同様にベルトクリップが取り付けられること。
		無線機本体、バッテリー及び防塵型スピーカマイクは、IP67（JIS保護等級7防浸型：JIS-C-0920規格相当）相当の防水及び防塵性能とすること。
		装置1台当たり、予備バッテリー（2組）、スピーカマイク、充電器、ベルトクリップ、保護ケース、ストラップ、肩掛けベルト、無線機ハーネス（ベスト）、イヤホン及び装着マウントを付属すること。

第14 署所端末受令機 機器仕様要件

項目		詳細
1	電源電圧	AC100V±10%以内
2	受信周波数帯(対基地局)	273MHz～275MHz
3	受信周波数帯(対移動局)	264MHz～266MHz
4	構造等	装置前面に、操作表示部類を設けた、卓上型の構造であること。
		1 台当たり 2 本スリーブアンテナを付属すること。
		本装置に内蔵スピーカを搭載し、また外部スピーカに接続できること。

第15 署活波携帯無線機 機器仕様要件

項目		詳細
1	電源電圧	定格交流100V(50Hz～60Hz)±10%(充電器) 定格直流12V～DC24V±10%(充電器)
2	周波数	450MHz～470MHz
3	無線変調方式	可変リアクタンス方式(IDC付)
4	発振方式	PLLシンセサイザ方式
5	送信部	
	(1) 周波数安定度	±4.0ppm
	(2) 占有帯域幅	8.5kHz以下
	(3) 最大周波数偏移	±2.5kHz以内
	(4) 空中線電力	1W以下(+20%、-30%) ただし、防災相互波用無線機として使用する場合は5W以上とすること。
6	受信部	
	(1) 受信感度	0dB μ 以下(12dBSINAD)
	(2) スプリアスレスポンス	50dB以上
	(3) 隣接チャネル選択度	60dB以上
	(4) 相互変調特性	60dB以上
7	防水／防塵性能	IP67以上
8	構造等	無線機本体、電池部及び空中線で構成すること。 無線機本体に落下防止等のためのベルトクリップを取り付けられること。 装置本体にはスピーカを内蔵すると共に、外部にスピーカマイクを接続できること。スピーカも無線機本体と同様にベルトクリップが取り付けられること。 無線機本体、バッテリー及び防塵型スピーカマイクは、IP67（JIS保護等級7防浸型：JIS-C-0920規格相当）相当の防水及び防塵性能とすること。 装置1台当たり、防塵型スピーカマイク、充電器、予備バッテリー、ベルトクリップ、ケース等を付属すること。
9	その他	防災相互波(400MHz帯)を収容できること。

入札書

- 1 入札番号 第39号
- 2 件 名 令和8年度 消防救急デジタル無線設備更新整備業務委託
- 3 履行場所 焼津市石津1丁目6番地の1
ほか

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税抜)

令和 年 月 日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

住 所

入札者 商 号

氏 名

印

- 1 入札書は、入札1件ごとに2枚用意してください。
- 2 入札書には、入札番号、件名、入札金額、入札日、入札者の住所・商号・代表者職氏名を必ず明記し、社印・代表者印を押印してください。
- 3 代理人が入札を行う場合には、入札者の住所・商号、代表者職氏名を記入のうえ、下に代理人の記名・押印をしてください。この場合、社印・代表者印の押印は不要です。
- 4 代理人は、「委任状」を持参してください。
- 5 代理人の印は、委任状と同一の印でなければなりません。

記載例

入 札 書

1 入札番号 第 〇〇 号

2 件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 履行場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札金額は消費税額を除いた金額を記入。
「¥」マークも記入する。

上記の件について、志太広域事務組合競争契約の心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	2	3	0	0	0

(消費税抜)

入札日を記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

会社名・代表者職氏名は必ず明記し、社印・代表者印をする。
ただし、代理人が入札を行う場合は、押印のみ不要です。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札者 商号又は名称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇〇〇 印

代理人が入札する場合は、必ず代理人の記名・押印をする。
この場合、会社名・代表者職氏名は必ず明記し、社印・代表者印の押印は不要です。

代理人 〇〇〇〇

委任状
と同一の
印鑑で

令和 年 月 日

志太広域事務組合
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

所在地
委任者 商 号
氏 名 印

委 任 状

下記の件につき、 を代理人と定め、入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

- 1 入札（見積）番号 第 39 号
- 2 件 名 令和 8 年度 令和 8 年度 消防救急デジタル無線設備更新整備業務委託

代理人使用印鑑

※ 代理人により入札又は見積りを行う場合は、この委任状を提出すること。その際、代理人氏名、入札番号、件名を記入するとともに、代理人使用印鑑を必ず押印すること。

※ 代理人使用印鑑は、委任状と入札書又は見積書の印鑑と一致すること。

※ 記載事項等が整っていれば、当様式に準じた様式でもかまいません。

委任状 作成例

年 月 日

入札日を記入

志太広域事務組合

管理者 ○○市長 ○○ ○○ 様

所在地、商号、代表者の職氏名を記名押印

所在地 ○○県○○市○○番地○○

委任者 商 号 (株)○○○○○

氏 名 代表取締役 ○○ ○○

印

委 任 状

代理人の氏名を記入する

下記の件につき、 ○○ ○○ を代理人と定め、入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

1 入札（見積）番号 第○号

2 件 名 ○○○○○○○○○○○

代理人使用印鑑を押印する

代理人使用印鑑

印

※ 代理人により入札又は見積りを行う場合は、この委任状を提出すること。その際、代理人氏名、入札番号、件名を記入するとともに、代理人使用印鑑を必ず押印すること。

※ 代理人使用印鑑は、委任状と入札書又は見積書の印鑑と一致すること。

※ 記載事項等が整っていれば、当様式に準じた様式でもかまいません。